

平成29年9月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年9月11日(月)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	平成29年9月11日(月) 午前 9時00分
閉 会 日 時	平成29年9月11日(月) 午後 4時34分
委 員 長	川崎 葉子
委員会出席議員	
委 員 長	川崎 葉子
副 委 員 長	芝寄 和好
委 員	加藤 久子      田中 克美      金澤 孝太郎 諏訪 三津枝      市ノ川 徳宏
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第47号	平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第48号	平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第50号	平成29年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第51号	平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第52号	平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第54号	平成28年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定
第57号	平成28年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長  
 福祉こども部副部長  
 福祉こども部副部長  
 福祉課長  
 福祉課副参事  
 こども未来課長  
 こども未来課副参事  
 保育課長

吉田 隆一  
 春山 一雄  
 永野 和美  
 川畷 利徳  
 新井 隆司  
 岩間 則夫  
 伊藤 和代  
 佐々木晴美

(健康づくり部)

健康づくり部長  
 健康づくり部副部長  
 健康づくり課長  
 国民年金課長  
 長寿いきがい課長  
 健康づくり部参事  
 兼スポーツ健康課長

根岸 孝行  
 高木 啓一  
 清水 恵子  
 関根 則男  
 福島 光一  
 細野 兼弘

(教育総務部)

教育総務部長  
 教育総務部副部長  
 兼生涯学習課長  
 教育総務課長  
 生涯学習課副参事

田中 潔  
 大澤 昌弘  
 岡田 和弘  
 大澤 美智代

(学校教育部)

学校教育部長  
 学校教育部副部長  
 兼学務課長  
 学務課副参事  
 学校支援課長  
 教育支援センター所長  
 中学校給食センター所長

服部 幸司  
 野本 昌宏  
 上岡 勝  
 池澤 道弘  
 神田 英昭  
 森田 慎三

吹上支所副支所長  
 川里支所副支所長

新井 巳代子  
 大島 幸子

書 記 篠 原 亮  
 藤 平 美由紀

(開議 午前9時00分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

初めに、学校支援課長より発言の訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

(学校支援課長) 8日金曜日に加藤委員さんからPTA巡回指導事業における水難パトロールについてご質問をいただき、水難パトロールは夏休み前に実施と申し上げましたが、正しくは夏休み中に実施しているものでございます。

また、田中委員さんからは中学生海外派遣事業の歳出についてご質問をいただき、委託料に引率者の旅費も含まれると申し上げましたが、旅費については別途計上されており、委託料には含まれておりません。なお、ボーカムヒルズ高校は2年に1度ジャパントアを敢行しており、その一環として本市を訪問しております。平成28年度は9月30日から10月2日の3日間、22名の生徒が本市を訪れ、学校訪問での交流活動や市内観光、ホームステイなどを行いましたので、委託料や全体の支出の中にはその費用も含まれております。おわびして訂正させていただきます。以上でございます。

(委員長) 次に、保育課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(保育課長) 先日、田中委員さんのほうからご質問のありましたつつみ学園のほうの市内、市外の状況ということなのですけれども、条例の中で市内に住所を有する方ということになっておりますので、現在つつみ学園に入所しているお子さんは全て市内の方となります。28年度なのですけれども、延べで138名ということになっております。以上です。

(委員長) 次に、健康づくり課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(健康づくり課長) 先日8日の金曜日に田中委員さんからのご質問でいただきました鴻巣市夜間診療所運営事業における登録医の人数でございますが、4月1日現在で63人となっております。

また、2点目のがん検診事業の中の前立腺がん検診の受診率ということでご質問いただきました。他のがんには算定式がございますが、前立腺がん検診に関しまして算定式がございませんでしたので、他のがん検診の算定式に基づいて算出をいたしました。平成28年度の前立腺がん検診の受診率が18.9%、平成27年度が19.4%となっております。

以上でございます。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句、その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第51号 平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について質疑を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

(金澤) それでは、議案第51号 平成28年度鴻巣市一般会計決算認定について何点か質問させていただきたいと思います。

歳入歳出のご説明が終わっているわけで、ちょっと前のとき、公務で離席しましたので、ほかの委員さんと多少質問が重複するかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。まず、歳出の123ページの、これは一番上に敬老会開催事業とあります。敬老祝金の支給事業、この辺含めて質問させてもらいたいのですが、今の時期、今どこの地域でも敬老会をなさっているという状況の中で、説明でもお一人補助金が2,000円ですよという話は聞きました。今75歳以上が約1万5,000人ぐらいいらっしゃるとい状況の中で、高齢者がこれから年々増加をしている状況の中で、敬老会の開催事業云々が各自治体、各町内会で今催しをさせていただいていると。

私が知る限りでは、以前は行政のほうがこれをやっていた時期があったというふうに思っているのですが、たまたまこの間ある自治会の、町内会の町内会長さん等の会合がありまして、それにお話をしたときに、何か旧鴻巣地区のいわゆる町内会というところは、各町内会で事業をやっていると。ところが、鴻巣地区でも常光とか田間宮、笠原とか吹上地区、川里地区ではある程度合同で事業を開催しているという状況になっているので、将来的に高齢者が、敬老会に参加する人口がふえているという

状況の中で、何か対応ができないかというお話がありました。確かに自治会等への、特に町内会との行政からの要望でいろんな今各委員さんも忙しい状況になっているのは確かだと思いますが、例えば開催に対して1人2,000円となると、かなり金額的に不足額の場合は全部自治会なり町内会が負担しなくてはならないという状況になっているのが現状なのでございますけれども、補助金の見直しとか開催事業についてはどうなのか、その辺をちょっとお聞きしたいのです。多分答えは、自治会連合会のほうに聞いてくれという形になってしまうと思うのだけれども、それを外した場合、行政側としてはどういう考えをしているのかお聞きしたいと。

(長寿いきがい課長) 敬老会開催事業につきましては、旧の鴻巣地区以外は支部社協さんを中心に合同でやっていたところが多数になっております。鴻巣支部社協さんのところに関しては自治会さんで実施するという事なので、市としましてはそちらに補助金を交付しているという形になります。今年度に関しまして、確かに各自治会さんから2,000円では厳しいと、しかも自治会さんに入っていない高齢者さんもいる、それなのに自治会さんから負担をしてやるのはどうなのかというようなご相談は何カ所からかお受けしております。今年度、鴻巣の自治会さんに説明会の中でお願いさせていただいたのは、地域開催ではありませんので、確かに自治会に入っていない方もいるのですけれども、地域の単位が自治会さんということになりますので、自治会さんとして何とかそういう自治会に入っていない方も含めてお呼びできないでしょうかねという話をさせていただいております。

自治会さんの中では、やはり自治会費を払っていらっしゃる高齢者はお呼びしたくないというお話もお聞きします。ですので、そこに関してはわかりましたと。こちらで出しているのはその地域の方の高齢者の分ということで自治会さんにお金を出しておりますので、幾らかの記念品は渡していただきたいと、自治会のほうから。開催費は2,000円のうちの一部を徴収して開催をしていただいて、残りをその参加しない方にお渡しするのではどうでしょうかということで提案をさせていただいて

いるところになります。運営そのものは各自治会さん、各支部社協さんのお考えがありますので、金澤委員さんがおっしゃったとおり、市としてはそこは地域開催を重点にしておりますので、お任せさせていただきたいと考えております。

以上です。

（金澤）趣旨はよくわかりましたし、多分自治会等の意見のほうも集約をしているなという感じはしました。それで、要は旧鴻巣地区の町内会単位のところは、その辺の内容が余り町内会の人たちもよく知らないのです。だから、ほかの地域では支部社協がやっていて、こっちはやっていないとかその辺をよく説明をして、それで町内会費を払っていない人たちも呼ぶような形になっているので、その辺の行政はどういう対応するか、その辺をよくご説明していただいて、できれば町内会単位ではなくて、全体でクリアこうのすとかどこか大きな会場でほかの地域と同じような形で今後やっていくような方向性を示して、これは行政側が主導してやらないと、なかなか向こうでやりなさいよと言ったって、腰が上がらないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、その辺はいかがですか。

（長寿いきがい課長）毎回敬老会の話は5月、6月に各支部社協さん、それから自治会さんにお話をしているところです。今年度に関しましては、鴻巣支部社協の地区総会でお話をさせていただいて、提案をさせていただいております。

（金澤）わかりました。よろしくお願ひします。

次に、141ページのこれは中段に特定教育保育所等支援事業11億7,000万という形で民間保育所運営費が7,300万、施設等給付が4億1,500万というふうな数字が出ておりますが、今保育所等の設置の関係で、埼玉県では仕事と育児が両立できる職場の環境をつくりましょうという形で企業内保育所の設置、これを推進しているのです。国でも補助を出しているという状況の中で、この間ある新聞を見ると、国と県から補助が出ていると、企業内保育については、小規模なら県の補助制度、大規模なら国の補助制度を活用するほうがいいですよという形が出ておりました。こ

の企業内保育がこれから多分浸透してくるかなど。それで、この間の説明でも企業が設置する、これも企業内保育の一つかなという解釈はしているのだけれども、企業内保育補助制度の概略とか、企業内保育を設置したいという窓口へのアクションとかその辺はありますか。

（保育課長）企業内保育を実施したいという事業所の方というのは相談には見えてはおります。昨年度ですけれども、1カ所見えてはいたのですけれども、企業内保育の補助制度というのは国が直接になっているのです。ですので、国の案内をお渡しして、そちらにお問い合わせくださいということではお話ししております。

ただ、施設の内容については、市のほうでご説明という形になっておりますので、要はゼロ歳児にこれだけの面積が必要ですか、1歳児にはこれだけの面積が必要かという、そういった内容については、その都度説明はしております。

以上です。

（金澤）企業内保育自体が従業員さんの確保ということで、大手の企業さんは自分のほうで独自に保育所をつくってしまって、そちらで従業員さんのお子さんたちを預かるというシステムがあるわけだけれども、企業内保育でも立ち上げることによって、私が知っている限りでは3分の2はその設置した会社の従業員さんのお子さんを預かると。ただ、3分の1は、その周辺の企業からの保育もしてもらえると状況になってきているわけです。今後工業団地云々等で1つ企業内保育というものをどこかが立ち上げる、共同で立ち上げることもできると思うのだけれども、立ち上げると、結構保育関係の充実というのが図られてくるのかなど。今説明だと、国が主体的にやっていますよということなのだけれども、県の補助も出ていると。だけれども、当然この辺の内容については、行政のほうに質問が来るわけなので、その辺は今後かなり説明をして、どちらかというところ、いわゆる公立の保育所よりこういう特定の企業内保育等がふえたほうが、全体的には保育の充実が図られると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

（保育課長）済みません、先ほどの企業内保育の県の補助ということな

のですけれども、企業内保育事業に関しては、県の補助というよりも国だけの補助になっているかと思うのです。

(金澤) 県も出ているよ、今回予算。

(保育課長) 国が直接ということで、市のほうも直接はかかわらないような状況にはなっているのですが。

(金澤) 県も今年度からそれ補助が出るようになってきている。それで、要は小規模なのは県の補助金を、大規模なのは国の補助金をという形で動きが出てきていますから、だから行政が、市の補助金というのはまだ何もないのだよ。だから、その辺も今後考えていかななくてはならない検討事項だと思うのだけれども、よく勉強していただければと思うのですけれども。

(委員長) 研究していただきたいという質問ですか。研究していただきたいという……

(金澤) 要望事項だから……

(委員長) 質問ですね。

(金澤) やれますか。

(保育課長) 済みません、県の補助制度についてはちょっと勉強していききたいと思うのですが、私たちが今受けている企業内保育に関しては国が直接になっております。先ほどおっしゃったように、地域保育を設けてもらうというのは可能なのですけれども、そこについても多分事業所との話し合いの中になっていくと思うのです。いずれにしても、補助制度については、済みません、ちょっと勉強させていただきたいと思います。

(金澤) よろしくをお願いします。

次に、行きます。次に、今度は教育のほうに入らせていただきます。249ページですか、前回田中委員のほうからも中学校の海外派遣事業についてご質問があったという状況になっておるのですが、私もここでちょっと1点だけ聞きたいのです。私も一般質問で中学生海外派遣事業についてちょっと質問させていただきました。鴻巣市の場合には海外派遣制度、かなり歴史がある状況の中で、各中学校の方から募集をして決めている



ような状況なのですが、学力だけではなくて、校内のクラブ活動等で県内ないしは全国的にも優秀な成績をおさめた、成果をおさめた生徒もいらっしゃる。そういう生徒にも別枠の考え方で海外派遣等の何かそういう形は、支援はできないかという質問をさせていただいたのですが、その後その辺はどういう形になっているかお聞きしたいのですが。

（学校支援課長）中国、韓国、台湾など中学生を派遣することにつきましては、アメリカやオーストラリアと比べて近いため、渡航期間も短く、生徒の健康面での負担を減らすことができる、また経費を低く抑えられるなどの点が考えられると思います。現在台湾を有力候補の一つとして、現地校での語学研修やホームステイなどの受け入れ態勢が確立しているか確認するとともに、資格要件や派遣時期、日程等につきまして調査研究しているところでございます。

以上でございます。

（金澤）中学生云々がこれからグローバル社会の中で外国語等の重要性というのも今国の教育機関のほうではうたわれている状況の中で、ぜひ別枠での海外派遣というのはやっていただいて、今は韓国とか台湾とかいろいろ調査をしていただいているという状況になっているのですが、大体予測としていつごろから事業が前向きに検討できるのか、その辺だけお聞きしたいのですけれども。

（学校支援課長）現段階ではまだ何とも言えないのですが、できれば31年度ぐらいには実施したいとは思っておるところではございますが、現段階ではまだ不透明でございます。

以上です。

（金澤）わかりました。

次に、275ページに行きます。指定文化財のところなのです。これここには指定文化財保護管理事業、文化財事業、文化財保護啓発事業と3つの事業の項目があるのですが、ちょっとまとめて確認させていただきたいのですが、今鴻巣市には指定文化財というのはかなりの量があるわけでございます。内容的には私もわかっているのですが、まずこの辺は今文化財というのはどのように保管されているのか、収納されているのか確

認をさせていただきたいのですが。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）文化財の種別によっても管理の方法が違いますので、その辺ちょっともう少し詳しくご質問いただければと思うのですけれども。

（金澤）設置場所というのはどこに設置しているのか、ではそのぐらいはわかるでしょうか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）例えば建造物、それから有形文化財、それから無形の民俗文化財等ございますので、基本的には有形文化財の場合は一例を挙げますと、勝願寺の例えば伊奈家の墓所とか、そういったものは現地ということになりますし、あと同じ有形文化財でも古文書等につきましては、勝願寺でも例えばお寺の中に、室内に保管してあるというふうな状況です。

（金澤）そうしますと、指定文化財の保護状況の中では、文化財保護事業補助金が61万9,000円、文化財調査事業では埋設文化財整理委託料77万7,000円とかと、こういう決算が出ました。市内の文化財の保護に対して、今行政側は今年度は何をやるか、今年度は何をやるかとか、計画的なスパンでの事業計画、また予算要求、こういうのはどういうふうに行っているのか確認したいのですが。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）例えば平成28年度で申し上げますと、28年度の啓発事業の中では文化財の案内板を2カ所設置しております。これは計画的にやっている内容で、その前年には文化財マップの作成等を行っております。それで、実は文化財の保護管理におきましては、毎年年度当初に文化財を管理している団体あるいは個人に対して文化財の所在調査というものを実施しております。その中で、管理状況がどうなっているかということを一応郵送で全て個々の文化財について所有者に対して文書をお送りして、それに対しての回答をいただいております。回答いただいてから、保管についてのそういった費用をお支払いするというふうな、そういったシステムで保護については運営しております。以上です。

（金澤）文化財資料というのは後世に残さなくてはならない重要なもの

だと。ただ、所有者自体が高齢化等で代がかわったりすると、なかなかそういうものが分散されたり、いろんな危険性が出てくる状況の中で、では行政がどういう形でそれを保護、保管していくのか考えなくてはならないという状況にはなっていると思うのですけれども、文化財、鴻巣市にはこんなのがありますよといっても、それを常設で見てもらえるような展示施設云々が鴻巣市にはないのですよ、正直言って。クレアにはちょっとありますが、その辺をやっぱり今中堅規模の行政になっている鴻巣市としても、この県の周辺を見ても博物館というか、いよいよそういう施設云々で常時展示するような形になっているのだけれども、行政はその辺は将来的にそれを常設して見てもらうような施設云々の設置等は考えているのかお聞きしたいのですけれども。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）なかなか常設施設を設置するという事は難しいのですが、実は今年度から市が保有しております文化財について、吹上生涯学習センターのギャラリーを使って展示をこれから計画的に行っていくという事業を開始いたします。手始めとして、今月にまずちょっと写真展を行いまして、その後市が持っている文化財、実物の展示を今後行っていくという計画で今事業を進めております。なかなか公共施設管理計画等もありまして、これから新たなそういった施設をつくるというところは難しいので、既存施設を使って文化財の啓発についての事業を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

（金澤）要は公共施設管理計画で新設するのが難しいという状況になっているからこそ、今早目に手を打たないと難しいのかなというところがありますので、ぜひ生涯学習課のほうでは検討していただきたいと思うのですが、その辺はいかがですか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）今例えば生出塚の重要文化財の埴輪につきましては、一括してクレアの歴史展示コーナーのほうに展示をして見ていただいております。なかなか難しいのですけれども、例えば今後中央公民館、要するに鴻巣中央地区の施設等の、もし統合計画でそういったものがあるようでしたら、その中で展示施設について考えてい

ければ一番よろしいのかなというふうな考えです。

以上です。

(金澤) 時間なので、最後の質問です。

277ページの公民館事業の中で、中央公民館の管理運営事業というのがございいます。これは内容的にはわかっているのですが、中央公民館、旧鴻巣市では一番古い公民館になっているわけですが、今後合併後、均衡ある発展ということで、旧吹上地域、旧川里地域云々では公民館等を改修して生涯学習センターとか新たな設置になっているわけです。鴻巣の場合には中央公民館、かなり古くなっているとお聞きしているのですが、今公民館はいつごろ建設して、今現状は使用状況とかその辺はどうなのか、ちょっとお聞きしたいのですが、簡単でいいです。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長)中央公民館の建物につきましては、たしか私が記憶している範囲では旧の埼玉県の勤労青少年ホーム、それを鴻巣市に移管をして、中央公民館と勤労青少年ホームの複合施設ということで今運営をしているところです。何分建築してからもう多分30年以上、かなりの年月を有してしまして、そういう中で老朽化のみならず、例えばエレベーターの設置がないとか、そういったところで施設的にはかなり使いづらい施設になっているところです。済みません、ちょっと… …

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時28分)



(開議 午前9時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を続けてください。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 済みません、今資料を出しますの  
で。

27年度と28年度の対比で、27年度に対しては28年度は102%ということで  
増加ということになっております。

(金澤) パーセントはわかっているのですが、ほかの公民館云々の状況

で、鴻巣の中央公民館の利用状況というのはどういう状況なのか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）ほかの公民館も27年に対して前年対比では増加傾向にあります。ただ、一部の公民館につきましては減っているところもございます。その減っている要因といたしましては、利用団体の数は横ばいなのですが、要するに団体の構成人数が減少傾向にあるというところで、減っている公民館はございます。

以上です。

（金澤）今説明受けた状況で中央公民館の状況もよくわかりました。というのは、ここを利用している団体の人とかの声があるのです。それで、どちらかというところ、高齢者も今利用している状況の中で、先ほど副部長からお話がありましたように、エレベーター等も設置していないし、バリアフリー的にも問題があると。とにかく建物は老朽化しているし、耐震上どうなのというようなことも質問される場合があります。前回、過日中央公民館エリアの再構築ということで、中央公民館、児童館、それと旧市役所の今庭園になっていますが、あの辺を統合したエリアの再構築というのを考えざるを得ない状況になっているかなという状況なのですが、これの進捗状況はどういうふうになっているか、最後にお聞きして終わりにします。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）今その関係は特に動きはございません。

以上です。

（金澤）どこか大学のほうに委託して、何かいろいろ調査をしているというところなのですが。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）前橋工科大学が中央エリアの一応構想を計画をしているのですが、それはあくまでも大学の研究ということでやっているの、直接行政がどうということではないというふうに捉えております。

（金澤）では、前橋工科大学に行政側として委託しているわけではない、あくまでも大学の研究材料の一つとして検討してくださいという委託というのか、お願いをしているのか、その辺確認をさせてください。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 窓口は総合政策課になるのですが、生涯学習課からも職員が一応出席しております。大学の研究について、市としてサポートをしているというふうなところでございます。以上です。

(金澤) では、このエリアの新設の方向性、その辺をどういうふうに考えているのですか、将来的に。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 生涯学習施設だけではございませんので、これ児童館あるいは勤労青少年ホーム、中央公民館、そういった施設の複合になりますので、ちょっと私の段階で詳しいことは申し上げられませんが、いずれにしても鴻巣中央地区につきましては、あの公民館が例えば核になって、今生涯学習を推進するところでございますので、今後につきましては、児童館を所管しているところですか、あるいは勤労青少年ホームを所管している部署とも協議を進めた上で、今後方向性について考えていきたいというふうに思います。以上です。

(芝寄) 105ページをお願いします。真ん中、避難行動要支援者事業ということなのですが、確認なのですが、これ災害時避難行動要支援者名簿をつくるための予算ということでしょうか。

(福祉課長) 避難行動要支援者事業については、今委員さんがおっしゃったような名簿をつくるということです。

以上です。

(芝寄) そうしますと、ことしの3月に私一般質問の中でこのことを質問したわけなのですが、3月時点で対象者6,795人で、同意を得て名簿をつくれたのが607人というふうに聞きました。1割満たないということもその中で申し上げたのですが、答弁のほうで平成30年まで40%を目指すというふうに3月のときに聞きました。その中で、今現在どのくらい進んだのかちょっとお聞きしたいのですが。

(福祉課長) 人数のほうなのですが、平成29年6月1日現在で登録は599人となっております。今現在ですが、支部社協との懇談会の席に福祉課の職員が出向いて、その辺の普及活動というか、支部社協のほうに説明

をしている段階です。

以上です。

（芝罘）決算額が38万9,774円ということで、ほとんど保守委託料のほうで占められているわけなのですけれども、これは内訳というか、どのような内容を委託しているというのをもう少し詳しくお聞きしたいのですけれども。

（福祉課長）こちらについては、システムの保守委託ということになっております。

以上です。

（芝罘）具体的にそれを聞きたいのですけれども、パソコンの中で名簿を確認しているだけかなと私思うのですけれども、どのような形でやっているのでしょうか。

（福祉子ども部副部長）避難行動要支援者のシステムにつきましてですけれども、各部署で例えば介護のシステムですとか、あるいは障がいのシステム、あるいは福祉総合システム、そういったシステムと連携をしております、そこから対象者を自動的に抜き出しをして、なおかつ住民基本台帳、そういったものとも突合して転出ですとか、あるいは死亡したですとか、そういったことを日々更新……済みません、月に1遍だか、ちょっと日々ではなかったと思うのですが、更新をいたしまして、最新の情報に改めていると。災害がいざあった場合については、そこからシステム、対象者の抜き出しとかそういったものができるようにということで、主に保守管理につきましては、サーバーですとか、あるいはシステムのソフト面はこちらのほうで買い取っておりますので、ハード面での保守料ということになっております。

以上です。

（芝罘）そうしますと、今いろんなほかの課との連携の中で対象者を抽出してやっているというお答えだったのですけれども、ほかの課でも同じようにそういった情報を共有している部分いっぱいあるわけではないですか。その課でいろんな事業の中でもやっぱりシステムの保守委託料って払っているではないですか。この場合も約600人を年間抽出するに当

たって、それだけの27万円というのが私的には高いような気がするのですけれども、市の中で情報は共有しているのに、その情報を引っ張り出すだけでこの金額というのがちょっと理解ができないところなのですけれども。

（福祉こども部副部長）先ほど各介護ですとか障がいですとか福祉総合システム、そういったところからの情報の共有につきましては、29年の6月1日現在でございますけれども、約7,000人の情報を入力して日々更新しているということで、その中で本人の同意が得られたものが、先ほど課長から説明のありました599人という状況でございます。

以上です。

（芝寄）では、わかりました。3月の議会でも申し上げたのですけれども、私も避難行動要支援者名簿は早くもっと多く人数ができることによって、お年寄りのそういった方々の命が守られると私も思っていますので、40%目標と聞いたものをこのあと数カ月でどのくらい近く持っていくように努力しますか、それを質問とします。

（福祉こども部副部長）目標値の40%につきましては、かなり高い目標を掲げているところでございます。先ほど課長からも説明がありましたように、社会福祉協議会の地区懇談会あるいはそういった会合のほうに職員が出向いて行って、その制度の周知を図るということで、民生委員さんあるいは介護保険のほうの地域包括ですか、そういったところの方にも制度の周知をして、対象者の把握に今後とも努めていきたいと考えております。

以上です。

（芝寄）また、3月ぐらいにお聞きします。

次のページ、107ページお願いいたします。真ん中より下の身体障がい者福祉費庶務事業の中での生活のしづらさなどに関する調査員報酬とありますけれども、調査した以上にはいろいろ出てきていると思うのですけれども、もし私たち、議員のほうにもそういった調査が配られていたとして、私見落としていたのですけれども、ちょっと内容がわからないので、どのような調査をして、また今後それをどのように生かしていくか



という、まず考え方を、やっていることをお聞きしたいのですけれども。

(福祉課副参事) 生活のしづらさに関する調査というのは、調査目的ですけれども、障がい者施策の推進に向けた検討の基礎の資料とするためと。在宅の障がい児または者の生活実態とニーズを把握することを目的とするといったような調査でありまして、これは国の調査となっております。調査対象なのですけれども、埼玉県では36市町ありまして、鴻巣市では2つの地区、具体的にですと吹上の富士見、それから下忍地区の一部、吹上の富士見地区におきましては4丁目地区でありまして、54世帯、下忍地区におきましては60世帯、こちらを調査員さんをお二人委嘱いたしまして、各お宅のほうへ県から配られました調査書を配ります。そこで、そのお宅に障がいを持っている方がいるかいないかというのがわかりませんので、1軒1軒訪問いたしまして、障がいの方がいらっしゃる場合はご協力をしていただけるご家庭についてはアンケートを置いてきます。そこで、ご記入をしていただいて、封筒をお渡ししますので、これが直接県のほうへ行きます。ですので、あくまでもこれは市のほうといたしましては、アンケートを配るだけということになっておりまして、その結果についてがまだ公表はされておられません。ですので、生活のしづらさ調査というのがこれは5年に1遍の調査でありまして、前回は5年前に1度行ったという経緯がございます。

以上です。

(芝寄) 今2地区ということだったのですけれども、その選定理由はどのような理由だったのでしょうか。

(福祉課副参事) この選定の2地区ですが、これはあらかじめ県のほうでこの2地区をやりなさいということで指定がございました。

以上です。

(芝寄) 最後に、5万5,840円ということで、この細かい人数と内訳ですか、どのくらいの報酬を1人に払っているのか、これが1人の報酬の料金なのかちょっとお聞かせください。

(福祉課副参事) 5万5,840円の内訳になりますけれども、調査員さんの報酬が6,980円を4日間行いまして、これを2人分ということで5万

5,840円という内訳になっております。

以上です。

(芝寄) わかりました。

続きまして、115ページお願いします。上から2つ目、先日、加藤委員だったかな、レスパイトケアのことで質問が出たのですけれども、その内容でもう一度お聞きしたいと思います。レスパイトケアについては、いろんな幾つか利用方法があると思うのですけれども、28年からまだ始まったばかりということなののですけれども、利用者のどのような割合ですか、何にどのくらいの人を使ったとか、金額は別として、割合的に何にどういった利用者が使ったかというのをお聞かせください。

(福祉課副参事) それでは、利用の内訳ですけれども、この事業というのがショートステイとデイサービス、この2本立てとなっておりまして、鴻巣市の利用の方が全てショートステイの利用ということになっております。利用者の人数なののですけれども、障がい児の方が4名、障がい者の方が1名、内訳といたしましては男性2名、女性3名ということになっております。こちらが5つの施設に分散で利用されているということになります。

以上です。

(芝寄) これ今後ますますこの事業って必要になってくると私は思っているのですけれども、見通し的には鴻巣市、今5名だったと思うのですけれども、利用者が。今後ふえていくのか、それとも現状のままでいくのか、本年度の予算、少し大きくとっているみたいなののですけれども、今後の予想というか、この事業に対する考え方を鴻巣市としてはどう考えているのかお聞きしたいのですけれども。

(福祉課副参事) 今芝寄委員さんがおっしゃったとおり、レスパイトケア事業、かなり反響が大きくなっているということは事実でございます。お問い合わせ等も最近ふえてきている事業でありまして、28年度の当初予算のときは利用者3名ということで見積もっておったのですが、いざ年度間を通じますと5名の利用者がおりました。それから、国と県のほうからの今後の展望ということで、全国的にレスパイトケア事業という

のは増加傾向にあるだろうという試算も出ております。よって、平成29年度、今年度の当初予算額につきましては、昨年度は平均が1人頭24日の利用だったのですけれども、今年度につきましては4日ほどふやしまして、平均28日にふやしまして予算等を組まさせていただきます。以上です。

（芝罘）では、次に行かせていただきます。

127ページをお願いします。真ん中より下、こども安全お出かけ支援事業について、チャイルドシート購入費補助金についてお尋ねします。まずは、内容、どのくらいの人が利用したかということをお聞きします。

（こども未来課長）チャイルドシートの補助金の利用状況ということでございますけれども、平成28年度におきましては368件の補助を出しております。金額では142万4,000円ということになります。こちらにつきましては、購入金額の2分の1ということになります。上限のほうは4,000円ということでございます。平成27年度におきましては372件、142万9,000円とほぼ横ばいの状態でございます。

以上です。

（芝罘）補助しまして、それは多分領収書か何か添付させるのかと思うのですけれども、その後にそれをちゃんと使用しているのかどうかというのは難しいのかと思うのですけれども、まずは確認をしているのかどうかということをお聞きします。

（こども未来課長）委員さんおっしゃられた利用状況ということですが、それらにつきましては確認のほうはしておりませんが、実際に購入した場合、例えば領収書等を添付していただいて、車でお越しの際はそこについているかどうかというのも確認をしたこともございます。以上です。

（芝罘）なぜ聞いたかということ、鴻巣市ではないのですけれども、私の知り合いというか、仲間が悪いやつがいて、同じようなこういう補助金をやって購入しました。それをそのままネット販売してしまっている者がいるのです。わずかな金額ですけれども、そういう悪いやつがいて、それでちょっとその後の追っかけることも必要なのかなと。たかが

マックスで4,000円ですけれども、やはり市のお金なので、しっかりとその辺は把握してほしいなということも含めて聞いたのですけれども、今後何か考えられますか、その辺の対処は。

(こども未来課副参事) 一応補助金の縛りとして、1人のお子さん、必ず1回だけというふうをお願いしているのです。そういうふうな要綱になっています。ですから、1人のお子さんが生まれて、その子がチャイルドシートを使って、多分移動には利用されるのかなと思うので、そういうふうにこちらでは考えております。

(芝寄) 鴻巣市にはそんな悪い人はいないと思いますので、信じます。続きまして、249ページお願いします。上から2つ目、教育指導費庶務事業の中で有料道路等使用料800円、これはどのような形、出張で使ったのですか、これは。

(学校支援課長) 職員が出張に行きましたときに、たまたま有料道路を使わざるを得なかったというふうに認識をしております。

以上です。

(芝寄) これはちょっとそのままいいです。

255ページお願いします。人権教育推進事業、真ん中です。ここでいじめ問題対策連絡協議会委員報酬とありますが、まず会議は何回ほど行って、どんな内容が話されたのか、今後それに対してどのように対処するのかというのを教えていただけますでしょうか。

(学校支援課長) 会議につきましては、年2回行っております。その中で、委員さんのほうからいじめ問題対策に関するご意見等をいただいております。主な意見といたしましては、いじめは解消の判断が難しい、被害者や保護者へのケアが済んでから解消としたほうがよいのではないか、あるいはいじめがあった場合、あるいは疑われる場合は、必要に応じて学校医にも相談をしてほしい、いじめの情報が保健室から入る場合もある、いじめによる不登校等が発生しないように、養護教諭との連携を十分に図ってほしいなどの意見をいただいております。こうした意見をもとにしまして、各学校でいじめ対策あるいは早期発見、早期対応ができるように各学校に働きかけているところでございます。

以上です。

（芝寄）この委員会の委員の構成はどのようになっているのかお聞かせください。

（学校支援課長）委員の構成でございますが、学校教育の関係者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、教育委員会が必要と認める者、そのほか市の職員、こういった分類でございます。

以上でございます。

（芝寄）最後に、今現在鴻巣市の小中学校でいじめはあるのでしょうか、把握しているのでしょうか。今現在でよろしいのですけれども。

（学校支援課長）いじめの件数でございますが、いじめの認知件数でございますが、平成28年度、小学校25件、中学校10件、合計35件でございます。

以上です。

（芝寄）今の件数の中で、とりわけ陰湿ないじめというのがあったらちょっと、一番ひどいな、これはというのを挙げていただければと思うのですけれども。

（学校支援課長）申しわけございません。細かい内容につきましては、今ちょっと手元に資料はございませんが、いずれにいたしましても、どの学校でもどの子どもたちにもいじめは起こり得ますので、いじめを未然に防止するために、各学校でアンケート調査等を行いながら、その都度対応しているところでございます。

以上です。

（芝寄）そうしたら、委員会とかに諮るための資料があったと思うのですけれども、どのような具体例のいじめがあったとか報告当然していると思うので、後日、後でもいいですから、それはいただけるのでしょうか。

（学校支援課長）昨年度につきましては、実際に今申し上げましたように、市内小中学校のいじめの状況等についてお伝えをして、議論をさせていただいているところでございます。多いものといたしましては、冷やかしかからかい、嫌なことを言われると、こういった内容が小学校も中

学校も一番多い件数でございます。この細かい内容につきましては、ちょっと今手元にはございませんが、そういったことで報告をさせていただいております。

以上です。

(芝罘) では、後でよろしいですから、資料として下さい。

(委員長) よろしいですか。

(学校支援課長) わかりました。

(芝罘) 275ページお願いいたします。上から2つ目、馬室キャンプ体験広場維持管理事業ということで、鴻巣にはこういった宿泊の場所って少ないわけであって、非常にいいかなと思うのですけれども、正直知らない人もいっぱいいるのかなと思います。特に吹上地区のほうとか川里地区はちょっとわからないですけれども、なかなか知らない人が多いと思いますので、まずは昨年の実績をお聞きしたいのですけれども、どのぐらい利用されているのか。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 昨年度の実績が1,755人で、うち宿泊者が385人というふうになっております。

以上です。

(芝罘) これは昨年度で過去3年とか4年とか5年ぐらいのベースでいいのですけれども、横ばいなのか、ふえているのか、減っているのかお聞きしたいのですけれども。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) ほぼ横ばいの状況でございます。以上です。

(芝罘) キャンプ体験ということで、多分格安で利用できるのかなと思うので、ぜひとももっと広める広報をしていただきたいなと思います。特に合併した吹上地区や川里地区は多分なかなか知っている人は、聞いてもどこにあるかも、この番地を私グーグルマップでやったのですけれども、一発で出ないのです。なかなか見つけるのが難しくて、この番地だと。だから、そういったことも含めて、もう少し小学校、中学校、いろんなところで使えるように周知してほしいと思うのですけれども、今後どう思われますか。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 実際利用している人たちが、例えばボーイスカウトですとか団体の方が今多いような現状です。あと市の例えば生涯学習課で行っている行事等でもこのキャンプ場を利用しています。今後そういった団体への周知とともに、広報とかでもこういったキャンプ場ありますよということで年度当初には周知のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)



(開議 午前10時02分)

(副委員長) 休憩前に続き会議を行います。

(川崎) それでは、109ページなのですが、臨時福祉給付金支給事業になります。これについては、数字をずっと言っていておりましたが、もう一度確認をさせていただきたいと思います。1万9,307件が対象者で、1万3,510人に配布した等と聞いているのですが、ちょっとその辺の数字のところをもう一度言っていただけますでしょうか。

(福祉課長) 臨時福祉給付金支給事業の返納金の部分でいいのですね。申請書を発送した人数については1万9,372人、申請人数が1万3,513人です。

以上です。

(川崎) 1万3,513人が申請者で、それでその後の数字、1万2,460人に支払ったというところまで聞いているのですが、それでよろしいのですか。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時04分)



(開議 午前10時04分)

(副委員長) 休憩前に続き会議を続けます。

(福祉課長) 支払った人数は1万2,460人です。

以上です。

（川崎）そうしますと、申請者数と支払った人数に開きがあるわけなのですけれども、その理由についてお伺いいたします。

（福祉課長）対象外という人もいたと思うのです、扶養されている方とか所得の関係で。そういった形で支払いのほうで1万2,460人ということになっていると思います。勸奨もしていると思うのですが、最終的にはこの数字の人数ということになっています。

以上です。

（川崎）わかりました。では、次に行きます。

119ページの手話通訳者の設置及び派遣事業についてお伺いをいたします。手話通訳につきましても、手話言語条例が県のほうでも制定されておりまして、手話は言語であるという認知は全体的に広まってきているかと思えます。実際に手話通訳者の数が足りないということをお知らせで聞くわけなのですけれども、これにつきましても今年度事業を行った中で本市においては、その通訳者の数が求めている方に対して十分相当数いるというふうには考えられるのか、まず伺います。

（福祉課副参事）手話通訳者ですが、現在登録者が12名、今登録されていますけれども、年間の派遣件数が平成28年度ですと1,038件ということになっておりまして、毎年伸びているような状況等にもあります。ですので、市としましては登録者の数を伸ばそうということで養成の講習会等を行いましても、ぜひとも登録者の数をふやそうという考えであります。以上です。

（川崎）要約筆記者の派遣委託料というのもあります。確かにいろいろな会合によっては、通訳者もいて、要約筆記者もいるということも目撃したことはあるのですけれども、これはそういう主催者側の求めに応じて要約筆記者もつけるようになっているのかどうか、そうした場合、この平成28年度はどのぐらい、何件あったのかについてお伺いいたします。

（福祉課副参事）要約筆記につきましてもイベントですとか、そういった障がいの方が手話通訳をつけてくださいというご相談があったときに、当然会議ですと、手話だけではなくて要約筆記もつけてくださいといっ



た要望等もあります。その場合には、手話と要約筆記両方つけるという  
ようなことが現状であります。

件数ですけれども、平成28年度については21件となりまして、27年度に  
ついては25件なのですけれども、大体横ばいということで推移しており  
ます。

以上です。

（川崎）手話通訳者を求める声も多くなっているということで、この28  
年度のを受けて、今29年度、手話通訳者の募集しているところですか、  
「広報かがやき」とかで。それについての今応募の状況というのでしょ  
うか、どのぐらいの方が希望されているのかわかりますか。

（福祉課副参事）済みません、手元に講習会の実際の資料がございませ  
んので、後ほどお答えいたしたいと思います。

（川崎）要はその資料は後でいただくのは構わないのですけれども、こ  
のように実際に希望する方もふえてきている、また関心も高まっている、  
ぜひそういうものがあれば、自分も講習会受けてみたいという方も多く  
ふえているかと思えます。市によって開きがありますのが、気軽にそう  
いうところからまず親しもうというような講習会になっている場合と、  
最初から非常にハードルが高くて、もう職業としてやっていくぐらいの  
方でないと受けられないようなさまざまなハードルというのは各自治体  
によって違っていると思うのです。その辺鴻巣市において、講習会の仕  
組みがどのようになっているのかについて、今答えられればお願いした  
いと思います、答えられれば。

（福祉課副参事）この講習会ですけれども、まずは入門編から始まりま  
して、応用編、あとは実践編というような3段階を通じまして、手話通  
訳者として実際に使えるようなレベルとして養成するようなどいうこと  
で現在行っております。ですので、入門編ですと、全くの関心を持った  
方等がいらっしゃいますので、手話についての入り口としてはいいのか  
なというふうには思っております。

以上です。

（川崎）それでは次、141ページの事業名としては上から2つ目のこんに

ちは赤ちゃん事業についてお伺いをいたします。

こんにちは赤ちゃん事業につきましては、新生児訪問事業、これまた管轄が違うようになるかと思うのですけれども、これ私の認識ですが、今大体800人まで生まれていないですか、新生児が。その中で、新生児というふうに言われている間に訪問するのが新生児訪問事業。その後、こんにちは赤ちゃん事業ということで、要はそこに、お宅に伺って赤ちゃんの状態、お母さんの状態というのをきちんと把握をしていく、重要な産後ケアの一つにもなるかと思えます。このこんにちは赤ちゃん事業につきましては、28年度、どのような状況だったのかについて伺います。

（こども未来課長）平成28年度の状況でいきますと、まず対象児童、赤ちゃんなのですが、740名を対象としております。訪問数としましては、まず1カ月程度で新生児訪問のほうに行かれますので、そちらのほうは386件、それで約4カ月程度になりますと、新生児訪問に行かれなかったお子さんのところに行くわけなのですが、そちらのほうは310件ということになっております。

以上でございます。

（川崎）そうしますと、当然足し算しても740名、対象者全てには至らないわけで、その28年度の理由について伺います。

（こども未来課長）こちら44件が未訪問ということになりますけれども、ただその時点での未訪問ということで、後日再度訪問したり、また保健センターと連携をしましてこういった方が訪問できていないということでの何らかの形で健診ですとか、そういったものも含めまして確認がとれるような形をとっております。

以上です。

（川崎）そうしますと、この28年度につきましては44件、この時点で未訪問でありましたけれども、28年度中を通じては全てこの44件についても訪問が終わっていると、面談が終わっているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

（こども未来課長）中には訪問を拒否される方もいらっしゃいます。何とかお会いしたいというふうには考えておるのですが、そういった事情

で何件かは毎年拒否されてなかなか会えないという状況もございます。  
以上です。

（川崎）訪問拒否の件数なのですけれども、何件ありましたでしょうか。

（こども未来課長）大変申しわけございません。ただいま手元に資料が  
ございませんので、後ほど回答をさせていただきたいと思います。

（川崎）ここが非常に重要なところかと思えます。今ワンストップ窓口  
で切れ目のない支援ということを鴻巣市もいち早く開始をしていただい  
ているところがございますので、未訪問の方たちが虐待につながったり  
ということのないように祈るばかりなのですけれども、何とかこの部  
分については、しかも毎年何件かあれば、実際そうだと思うのです。毎  
年何件か出る方たちに対して、どの部門でその手当てをしていこうと  
考えているのか、非常に難しいケースがあるのだとは思っているのですけれ  
ども、児相につなげなくてはいけないだとか、例えば警察につなげなくて  
はいけない場合もあるとは思いますが、この未訪問の方たちに対  
して庁内がやはり共有しているということが大事だと思いますので、ど  
のようにこの方たちに対して手を差し伸べていこうというふうに考えて  
いるのか伺いたいと思います。

（こども未来課副参事）一応こちらでも考え方としては、保育所に入所  
しているかだとか、健診を受けているか、あとは予防接種をちゃんとや  
られているかという形で、何らかの方法ではその子どもに対しての確認  
は接触するように考えております。

以上です。

（川崎）今おっしゃったような何らかの形で、訪問ができなくても、そ  
ういう実態がわかればいいのですけれども、今私、一番最悪のことを想  
像してお話をいたしました。誰も彼も全然訪問していないと、訪問でき  
ない、全く会えないという状況の方たちに対してどういうふうにしてい  
くのかということで、ちょっと一番最悪のケースとしてお伺いをしたわ  
けなので、そこについてどのように考えているのかをお伺いいたします。

（こども未来課長）委員さんのおっしゃられる最悪の状態にならないよ  
うに、警察なり地域の民生委員さんなり、そういった方たちと一緒に児

童の安全が確認されない場合につきましては警察とも連携をして、本当に突撃訪問ではないですけれども、そういったこともやっている状況でございます。

以上です。

（川崎）それでは、最後の質問になりますが、153ページの上から2つ目の事業名になります民間保育所施設整備事業についてお伺いをいたします。

きのう補正の中でもたくさん小規模、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の一番受け皿を求められているところに関して整備をしているという状況は伺いました。平成28年度の状況について伺います。このことにより、ゼロ歳、1歳、2歳、それぞれの年代別で何人の子どもたちが入所しているのかについて伺います。

（保育課長）平成28年度の実績なのですけれども、平成29年3月の入所状況なのですが、ゼロ歳が183名、1歳児が315名、2歳児が355名となっております。

以上です。

（川崎）これちょっとお伺いしたいのが、きのう補正で聞きましたところ、29年の9月現在でゼロ歳児が147名、1歳児が335名、2歳児が372名というふうに伺っておりますけれども、それはこれ鴻巣市全体、要するにこの数でいきますと、ほぼ同じというふうに考えていいのですか。現在の9月と昨年度1年間の数とほぼ人数的には余り変わらないかと思うのですけれども、それでよろしいのですか、確認です。

（保育課長）9月の入所人数なのですけれども、ゼロ歳が147名、1歳児が335名、2歳児が372名ということで、1歳児、2歳児については28年度よりも29年度のほうがふえているかと思えますが。

（川崎）確認です。非常に結構なことだと思っているのですけれども、今鴻巣の場合は転入増で、近隣市町よりも転入で、しかも若い方、子育て世代の方がふえてきているというふうにはお伺いしております。それは非常に結構なことですし、また3歳の壁というのが東京では大問題になっていきますけれども、鴻巣市ではないと、その辺の連携もきちっと

とれているということも私もたびたび一般質問させていただいておりますので、よくその辺も存じ上げております。

それで、ちょっと心配をしているのが、やはり人口のピークというのが来るかと思うのです。ゼロ歳、1歳、2歳の方たちが今はふえる一方で、こうやってふやしていった結構なのですけれども、いずれ今度余ってしまうと、人が。そういうふうなことをちょっと心配を私はしているわけなのですけれども、民間保育所の方たちも相当な自己負担も出して、自分たち一人だけではそんな民間保育所はつくれないから、こういう補助があるから思い切って建てていただいて、しかも私も何人か経営者の方とお話しさせていただいたことありますけれども、皆さん本当に真摯な気持ちで子どもたちのためにという思いでつくっていただいております。でも、いつまでもつくり続けていられるのかなというのを私、人ごとながらちょっと心配をしております。その辺の民間保育所がこのままずっとふえ続けるといって、29年度も補正を出してふやしているわけなのですけれども、このような形というのが来年度以降も続くというふうに考えているのか、その辺について伺います、人口の比率あわせて。

(保育課長) 今現在入所の人数なのですけれども、公立保育所のほう、また民間保育所のほうもそうなのですけれども、弾力運用的な形で定員よりも受け入れている状況なのです。今後なのですけれども、そちらのほうを適正な定員ということでやっていくことによって、状況のほうは変えられるかと思っております。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時22分)



(開議 午前10時22分)

(副委員長) 休憩前に続き会議を開きます。

(福祉課副参事) 先ほど川崎委員さんから手話の講習会についてのご質問をいただいたと思いますが、平成28年度における講習会の人数がわかりましたので、お答えをしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

まず、入門編なのですけれども、参加者が12名、内訳といたしましてが男1人、女11人ということになります。続いて、次の手話通訳の1課程、これが応用編になりますけれども、参加者が5人、男がゼロで女性が5人ということになります。それから、実践課程、3段階目ですけれども、参加者9名、全て女性ということになっております。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時23分)



(開議 午前10時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにどうしても質問をしたいという方いらっしゃいますでしょうか。

(金澤) 143ページの保育職員の臨時職員賃金とかというところがあるのです。これは保育職員さん等からどうしても聞いてよというお話があったので、ちょっと確認をさせてもらいたいのですが、2億2,500万程度の賃金を払っているのですが、この賃金について前年度に対して賃料どのくらい上がったのですか。時間給の、私もよく勉強、わからないところあるのですけれども。

(保育課長) 臨時職員の賃金ということによろしいでしょうか、前年に比べて10円のアップです。

以上です。

(金澤) 時間外とか、もう一つは臨時職員の職歴、要は去年とか入った人と、もう10年とかやっている人、その賃料差というのがほとんどないと、要は10円の単位で上がった分で対応しているのだけれどもという話がありました。

それと、もう一つは、正規職員さんと仕事の内容がほとんど同じなのに、なぜ賃料等の増加云々ができないのかという話がありました。これ福祉こども部副部長のほうからちょっと聞きたいのですけれども、その辺をどういうふうに考えているのか。

(福祉こども部長) 確かに委員さんのほうのご指摘、こちらでも大きな

課題だというふうに考えて、臨時職員の賃金の件等も含めまして、今後の課題として今後考えていきたいというふうに考えております。

(金澤) それと、契約が、要は1年契約ではなくて6カ月契約ですよというふうに話を受けているのだけれども、それでいろいろ保育の臨時職員等が足りない、処遇云々を今後考えた場合に、私先ほど言った企業内保育とかお話ししましたけれども、これから処遇がいいほうに当然なびいていくというか、向こうに行ってしまうよという状況に今後なるのではないかと、かなり危惧しているのです。そうした場合に、現状の保育士さんの、臨時職員さんの処遇で、今後公設の保育所をやっているのかどうか、そこだけまず確認だけさせてください。

(福祉こども部長) そちらの委員さんからのご指摘の部分についても、あわせて大きな課題だというふうに考えておりますので、それに対して今後考えていきたいというふうに思っております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 質疑を重ねて幾つか気になりましたので、反対討論といたします。

まず、新たな事業ということでレスパイトケア、予算がとられて実際に使われているということで、これは非常に評価できるなと思います。ただし、福祉のところでは、まず1点目が私も質問させていただきましたが、福祉タクシー券、以前24枚だったものが12枚に減らされていて、この実態、利用実績なども実際に個人ごとにどのように使われているか、使わない方もいらっしゃる、また足りない方もいらっしゃる、そういった中で一律12枚ということなのですが、わずかな予算です。全体では276万759円、こういった実際に使いたい方がいらっしゃいますので、そこは実態調査をあわせて、やはり使わなくてはならない方に支給ができるようにするべきだと思います。

また、敬老祝金ですが、こちらのほうも段階的に引き下げがもう既に始まっています。間もなく敬老会もあり、私の母も85歳でいただきましたが、6,000円なのです。高齢者にとっては6,000円も大きい金額かと思うのですが、今まで1万円いただいたものが6,000円、何だか寂しい気がするというような気持ちもあるようです。これから高齢者がふえていく中ですけれども、これも全体的にはそれほど大きな金額ではないと思います。お年寄りが大事にされるような福祉行政を行ってほしいなど考えております。

また、もう一点は、難病患者の手当、こちらのほうも1人5,000円が1,000円に引き下げられた上での決算なのですけれども、こちらは一般質問などでも私どもの共産党の会派で質問に出させていただいておりますが、難病の方々、特にパーキンソン病の方なのですけれども、実際には若くしてパーキンソン病になられて、仕事にはなかなかつけないという状況の中で、今まで支給されていた5,000円がいわゆる通院費になったりしていたそうです。わずかな1,000円になったがために、非常に苦しい思いをしているということです。病気としては、新たにiPS細胞が有効だというような研究もされておりました、いつ命が終わるかわからないような中での病気の有効性が出てきたものを希望に生きていらっしゃる中で、やはり難病患者手当、もとに戻すべきと思います。これらはいずれも市独自で行える事業かと思っておりますので、こちらの引き下げられたものをもとに戻すということを訴えたいと思います。

以上をもちまして反対討論といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) 以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第51号 平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について原案のとおり認定することに賛成の委員の



挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時32分)



(開議 午前10時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、こども未来課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(こども未来課長) 先ほどの川崎委員のほうからこんにちは赤ちゃんの関係で未訪問の件数ということで、その中でも拒否された方ということでのご質問がございました。拒否された方につきましては、28年度中17件ございました。しかしながら、その拒否された方たちにつきましては、4カ月健康診査等でフォローのほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第48号 平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) それでは、議案第48号 平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について少しばかり質問させていただきます。まず、今の説明の中の9ページでございます。繰越金でございますが、その他繰越金で4億4,877万2,000円、前年度の繰り越しが確定したという状況の形なのですが、補正前は科目存置というか、いわゆる1,000円で

つけているような形なのだけれども、繰越金というのは28年度はあったのだけれども、私もこの会は初めてお伺いするのだけれども、過去の事例からいって、大体金額云々というのは見込めるものなのですか、それともあくまでも科目存置一つで数字を置いておかななくてはいけないものなのか、その辺だけちょっと教えてもらえますか。

（国保年金課長）今年度の前年度繰越金につきましては、4億4,877万2,000円ということで補正のほうをさせていただいております。昨年度の繰越金につきましては、3億9,500万円程度の繰越金がありました。当初平成29年度の予算措置するに当たりましては、繰越金を見越すかどうかというのが非常に論点に上がりました。29年度、非常に圧迫した財政運営という形の中で、繰越金を見込んで安定的なというか、それが見込めるかというのは非常に微妙な状態でありました。結果的には28年度の決算において補助金等の獲得というものがありましたので、前年度より繰越金の金額のほうが増額しているという状況に結果的にはなっているということになりましたが、途中経過においては非常に厳しい状態がありましたので、29年度当初においては科目存置的なもので予算のほうを組んでおります。

以上です。

（金澤）そうしますと、今年度以降、来年度以降もいわゆる医療費とか高額医療費等が増加が見込まれるわけですね、人口ふえるわけだから。そうすると、やっぱり繰越金というのはなかなか読めないという状況で解釈しておいていいですか。

（国保年金課長）平成30年度以降は、国保の事業の形というのがまるっきり変わってきます。国保事業費納付金というのを県に納付することによって、医療給付については一般分は全額補償していただけるという制度になります。この納付金を納付するということが一つの国保の事業に加わるわけなのですけれども、これをどのようにしていくか、財政面的にどういうふうに運用していくかという部分が非常に出てくると思います。来年度以降、全く新しい制度に変わりますので、補助金というものも現在国から来ていたものが今度は保険者が埼玉県になることによっ

て、直接県のほうに入ってきますので、市町村におりるということは基本的にはなくなってくると。また、枠組み等、新しい補助というのが、指標というのが示されることになりますので、この辺の目安については、現在どういうふうになるかというのを調査している段階ですので、来年度平成30年度にどのようなになるかというのは現時点ではちょっと見込みが立たないというのが実情でございます。

以上です。

（金澤）今のお話というのは、次の決算のほうでもちょっと聞きたいと思うのですが、その他繰越金にリンクして15ページの保険支払準備金の積立金3億9,000万、これはやはり繰越金の金額が確定しないと積立金のほうには資金が回せないという解釈でいいのですか。

（国保年金課長）積立金につきましては、基金の積み立ての要綱の中に、前年度の剰余金の2分の1以上を積み立てるというものがあります。今回それに当てはめると、この3億9,000万という金額はかなりオーバーした金額になります。実際に予備費で事業運営にするか、もしくは基金に積み立てておくかという議論がこの補正を組む際にありました。現在の予算規模的には予備費ではなく、一時的に基金として来年度もしくは今年度の事業の中で使えるようなということでこちらの金額を計上させていただきます。

以上です。

（金澤）そうしますと、基金残というのは来年、平成30年4月から運営主体が変わります。そうすると、この残高というのは市のほうに移行しても残しておけるの、それも全部向こうに渡すような形になってしまう。

（国保年金課長）支払準備基金につきましては、現在のところ医療給付に不足が生じた場合という形で基金のほうを設置されております。これが新制度になりますと事業費納付金という制度に変わりますので、県のほうに事業費納付金という形の中で基金を活用することは不可能ということになります。現在の保険者が埼玉県に移ることによって、各保険者が事業費納付金ということで納付するのですが、現在持っている基金、こちらについては各市町村がそのまま保有をして、例えばの話なのです。

けれども、保険税を徴収して納付金に充てるのですが、不足する部分というものに活用するだとか、残る保健事業というのは独自で市町村が行うことになりますので、保健事業で活用するとかという部分、そういった部分がこの基金のほうの役割という形の中で位置づけられる形に変更しなければいけないというところから検討するということになってきます。

以上です。

（金澤）そうすると、将来的にも基金積立金の残というのは、本市にとっていい悪いは別としても、メリットがあるという形で使い勝手ができるというふうに解釈してよろしいのですか。

（国保年金課長）実際にこの基金を29年度、予算の中では補正前で30年度に繰り越すものとして1億7,000万円程度、プラス今回3億9,000万円ということになりますので、5億6,000万円、基金というような数字上はなるのですが、実際に今回3億9,000万円積めるかという議論になると、また若干変わってくるかと思imasので、今現在保険税と国、県からの補助金という形で運営を行っているのですが、当然保険税の収入金額が少なくなれば、この積み立てる金額についても積めないという状況が起こり得るかもしれませんので、現状としては持てる基金を持って30年度に広域化をして、それをどうというような形で運用していくかという部分が議論には当然なってくるかと思imas。我々のほうとしては、この基金を有効活用したいというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、9ページです。一番上の歳入の2目システム開発費等の補助金ですけれども、これはただいまお話のあった平成30年度からの県のほうへの広域化に伴う補助金ということなのですが、このシステムの内容はどういったものでしょうか。

（国保年金課長）平成30年度以降、保険者が埼玉県になることによって、市町村で持っている被保険者情報、所得情報、高額の区分というのですか、そういったものの情報等を県のほうに集約するということになります。端的には、県が県庁内に置くということではなくて、埼玉県の国

保連合会に集約するということになります。この情報を連合会のほうに情報連携するに当たって、現在の自庁システムの中に標準システムというような形のを構築するというような作業になります。この部分について補助があるということになってきます。現在そのテスト等を繰り返しておりますので、順調に進んでいるというような段階になっております。

以上です。

（諏訪） そうしますと、現在使っている国保連とのやりとりをしているシステムの中に、新たなソフトといいますか、そういったものが入るというイメージでよろしいのでしょうか、歳出のほうにもかかわるのですけれども。

（国保年金課長） 現在国保連合会と連携しておりますのは医療情報、いわゆるレセプトだとか、それと特定健診に関するものだけの構築になっております。これはまるっきり現在も埼玉県は関与しておりませんので、ここに連合会のほうに情報集約をする機器を設置します。我々市町村は、その中に情報を提供しということになりますので、現在のいわゆる国保連合会とのそこにのせるというイメージではなくて、形式的には同じところに送るのですけれども、まるっきり別の構築をするというようなイメージをとっております。

以上です。

（諏訪） そうしましたら、この部分の歳出の部分で委託料が発生してはいますが、システムデータの委託ということなのですから、内容をそこに入れていく、今新たに被保険者の内容を入れたりする作業のためということでしょうか、済みません、委託の業務内容なのですが。

（国保年金課長） 基本的に国保連合会と自庁を結ぶというものについては、あくまでも自庁内に構築した標準システム、このデータを一回吐き出すという方法になります。本来は例えばそれがCDだとかUSBだとかという形の媒体をかえて、今度国保連合会につなぐ機器のほうにいわゆる動かすというイメージなのですが、歳出のほうにあります連携の環境構築というのは、これは直接つなぐイメージです。一部……済みませ

ん、ちょっと訂正させていただきます。補助金に対する委託料というのは、当初予算のほうで500万円ほどとっております。これは情報標準システムというものを構築するものということになります。今回の委託料の75万6,000円というものは、これを吐き出して端末につなぐという作業をUSBという人の手を介さず、そこに1回機器をつなぎ込んで連携を図ると、安全上も考慮してのことでこちらのほうを委託料として計上させていただきます。

済みません、以上です。

(諏訪) そういたしましたら、先ほどの基金の3億9,000万円の件なのですけれども、平成30年度以降は基金という、今まではいわゆる支払いのための基金というイメージだったと思うのですが、県の広域化によって、この部分は保健事業、もしくは保険税の引き下げや何かに使うことができるという先ほどのご答弁だったのですけれども、保健事業といいますと、例えばどういったものが考えられるのでしょうか。

(国保年金課長) まず、基金の役割については、こちらのほうとしては保険税の引き下げということではなくて、あくまでも国民健康保険の財政運営に不足が生じた場合ということで活用を図れるというような改正というか、必要になってくるということになります。保健事業につきましては、現在行っている特定健康診査及び保健指導の分、もしくは各種検診の分だとかそういったものがありますので、その分につきましては、いわゆる先ほど申し上げた県のほうに事業納付金をして、保険給付については補填されるけれども、各市町村で行う保健事業については、いわゆる保険税なりで賄ってくださいということになりますので、当然保健事業が大きくなった場合については不足する金額等が生じてくるかと思っておりますので、そういった部分に使えるような形というのが今後の基金の役割というような形にもなってくるかと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第48号 平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成29年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) 1点だけちょっとお聞きします。

債務負担行為の件なのですけれども、その内容なのですが、65歳以上の方のいろいろな運動的な、そういう内容でというふうなことの債務負担行為というふうな説明がありました。これって65歳以上という年齢はわかるのですけれども、実質対象になる方というのはどういう方で、やっぱりあといろいろと前からいろんな教室をやっているかと思うのですが、その効果というのがどの辺わかっていてあるものがありましたら教えていただきたいのですけれども。

(長寿いきがい課長) 一般介護予防事業につきましては、要介護を持っていらっしゃる方が参加する資格があります。過去の各種介護予防事業につきましては、決算のほうでもご説明させていただきますが、一般介護予防事業評価事業というのがございまして、そちらの中で

評価をさせていただいているところでございます。

以上です。

(効果、やることよっての声あり)

(長寿いきがい課長) 脳元気アップ教室、はつらつ体力アップ教室、うえるかむ事業というようなものが一般介護予防事業でやっていらっしゃるのですけれども、その中で評価といたしましては、参加者81名のうち修了者65名、約8割の方が効果が上がって修了しているということになります。それ以外には、悪化した方が残念ながら2名ほど昨年の実績ではございます。

以上です。

(加藤) 要介護を持っていない人が対象ということですが、ということとは一般の方ということになるわけです。それというのは、参加者が81人でというふうなので、達成した人が65人と今答弁もありましたけれども、その参加者はどういった手続というか、特定健診を受けて、何かのいろんなチェックのあれがありますよね。そういう方を対象に案内を出して、申し込みをすると、そういうシステムになっているのか。

(長寿いきがい課長) 一般介護予防事業につきましては、そのような手続は一切とっておりません。介護予防カレンダーというのを各戸に配布しているのですけれども、その中に日程が載っておりますので、ご希望される方はその日程から自分の好きなところを選んで参加していただく、これが事業になります。

以上です。

(加藤) それでは、案内の中で自主的に参加をするという形というふうなことでいいわけですね。それにしても、やはり参加者が81人というふうなことですと、大分何か少ないかなと思うのですけれども。

(健康づくり部副部長) 今の長寿いきがい課長のほうが申し上げた数字なのですが、一般介護予防事業ではなく2次予防ということで、もうちょっと状況が悪化している方の実績報告してしまいましたようで、実際に1次予防事業につきましては、参加者は大変多くなっておりまして、



会場があふれ返るほどの参加をいただいているところでございます。改めて数字のほうはまたちょっと課長のほうからお示しさせていただきたいと思います。

（長寿いきがい課長）申しわけありません。別の数字を申し上げました。一般介護予防事業ですが、延べ参加者が1万7,162人、事業の実施回数が全部合計になりますが、637回実施しております。

以上です。

（加藤）それで、では2次予防のほうで先ほど悪化してしまった方が2名いらっしゃるということですが、それはどういったこと、運動をやったことによって、逆に今まで何もいない方が悪化してしまったという、どういった状況なのですか。

（長寿いきがい課長）悪化してしまった、運動が原因ではなくて、やはり2次予防というのは介護になりそうな方を選んで、何とか介護にならないようにつなげているものなのでございますが、やはり最後に認定をとったら介護度が出てしまった方をカウントするものでございます。

以上です。

（諏訪）今回補正で準備基金が組まれたというのをもう一度済みません、ちょっとご説明いただけないでしょうか。ちょっと意味がよくわからなかったものですから。

（長寿いきがい課長）準備基金の積立金につきましては、前年度の繰越金1億7,600万余りの繰越金があるのですけれども、この中から歳出のほうで国、県支出金等返還金6,200万ちょっとがございます。こちらを返します。逆に国、県から歳入として介護給付費負担金を670万ちょっとと260万ちょっといただきます。これを足し上げ、処遇関係の繰越金がやはりございますが、これを除いたものを全額基金として積み立てるものになります。

以上です。

（諏訪）毎年補正でこのように基金で入れているのでしょうか。

（長寿いきがい課長）介護保険事業は、計画で3年を1期としてつくっております。計画の初年度は基金に積み立てるような形で設計をしてい

ます。ですので、今でいうと平成27年度は必ず積み立てが生じます。今年度以降は、逆に保険給付費が伸びて保険料がふえないというふうになりますので、状況的には積み立てができない可能性も出てきます。特に29年度は積み立てができない可能性もございます。それはやはり給付費と保険料とのバランスになってきますので、決算が出てみないとわからないところでございますが、そのような流れになっております。

以上です。

（委員長）諏訪委員、よろしいですか。

（諏訪）はい。

（金澤）それでは、議案第50号 平成29年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてちょっとお聞きしたいと思います。

ことし4月かな、介護保険から外されて総合事業として市町村で提供するようになったという状況の中で、現在本市が把握している事業所等での総合事業への移行に対しての問題点というか、それとか今後こういうことをちょっと心配しているなとかというものを把握していることがあれば教えていただきたいのですが。

（長寿いきがい課長）新しい総合事業へ移行した事業所なのですが、基本的には今までやっていた事業所はみなしということでそのままっております。それ以外に費用を安くした、軽減した事業所というのがございますが、それが通所介護系で3カ所、それから訪問介護系で1カ所できております。ただ、その3カ所と1カ所という数字ですので、まだ余りうまく運用はしておりません。そこに関しての事業所からの何か課題というのはこちらはまだ把握していないのですが、事業所そのものがまだできていない状況です。

以上です。

（金澤）それと、もう一点、総合事業というのは国が目指す住民による支え合いという、これが基本的にあるわけですが。介護の技術を余り必要としない内容の市民の皆さんにも任せるといって支え合いの地域づくりというのが介護保険の中では出てきているわけなのですが、そういう地域づくりの動きというのはもう実際市では動きが出てきているのか、

その辺をお聞きしたいのですが。

（長寿いきがい課長）地域住民の支えの仕組みということで、今社会福祉協議会さんのほうに生活支援コーディネーターという委託をかけております。社会福祉協議会さんのほうで持っている地域資源をコーディネーターさんを中心に地域で見つけていって、今言いました住民支え合いの仕組みをつくっていこうというふうに考えております。

もう一つは、生活支援体制……もう一つ、各種連携の会議ということで……ちょっと済みません。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 39 分）



（開議 午前 11 時 39 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（長寿いきがい課長）先ほどの生活支援コーディネーターで社協のほうで地域資源を見つけていただくと同時に、鴻巣市支え合い推進会議というおのおの民生委員さんですとか老人クラブの連合会さん、地域包括支援センターさん、それから市の商工会、または市の介護保険事業所等を委員さんとししました推進会議をつくってございまして、こちらの中でも新たに何か見つけられないかということでの会議を進めているところでございます。

以上です。

（金澤）今支え合いの地域づくりについてはご説明を受けましたけれども、今までは介護事業所とか住民団体の専門職がいらっしゃるところが支援をやってきたと。それが今度は社協のほうのコーディネーターをつけて推進をしてくださいという話なのだけれども、恐らく社協のほうでも支部社協が中心になって動き出すだろうということはわかるのだけれども、実際行政から社協のほうに事業をシフトしてしまっていて、あとはいわゆる地域の住民のほうにお任せですよという形の対応で果たして対応が可能かどうか、その辺は行政はどういうふうに思っているのか確認したいです。

(長寿いきがい課長) あくまでも介護保険事業の中で実施しておりますので、支払い等に関して、もし生じた場合には介護保険の地域支援事業費の中から出ます。その分であれば、行政がお任せではなくて、こういうことをやっていただきたいか、できるのであればこういうお金でやりますとか、そういうふうに出ていきますので、完全にお任せではないと考えております。

以上です。

(金澤) そうすると、主要の施策ないしは財源云々は、ある程度行政のほうでステイタスを持っているという形で解釈しておいていいのですか。

(長寿いきがい課長) 枠的な話にはなりますけれども、地域支援事業費の中で確保していく予定でございます。

以上です。

(金澤) 最後に1点なのですが、総合事業に移行した形で市の職員さんの担当の業務量というか、事務量というの、これはかなり増加したのではないかと思うのですが、その辺はある程度解決したのか、今後もしや、増加はふえていくのですよとか、その辺をちょっと事務量とかあの辺の判断で教えてもらいたいのです。

(健康づくり部副部長) 今委員さんのほうから事務量についてどうかというお話だったのですが、確かに介護保険、高齢者福祉というのは年々対象者が増加しておりますので、職員体制も厳しいものが年々あるというところで、人事担当のほうにも総合事業に絡んだ人員の加算、加配もお願いいたしまして、毎年若干名ずつですけれども、職員ふやしていただいているという状況でございます。今後国のほうから権限移譲等もございまして、業者の指定の部分がまたおりてきたりしますので、そちらについてもやっぱりあわせてお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 暫時休憩をいたします。

(休憩 午前 11時43分)



(開議 午前 11時43分)

(副委員長) 休憩前に続き会議を開きます。

(川崎) 11ページのところなのですけれども、介護保険特別会計庶務事業で介護システム改修委託料に関連いたしましてお聞きしたいと思えます。

地域包括ケアシステムにつなげるためのシステム改修であるというふうにお聞きしたわけなのですけれども、これは大変結構なことなのですが、ちょっとハード面、ソフト面の話というよりは、もっと具体的な、どういうところをこのように委託をしてとか、実際にどのように地域包括ケアシステムが、構築はずっと言われているわけなのですけれども、この補正を組むことによってどの程度進んでいくというふうに考えているのかお伺いいたします。

(長寿いきがい課長) 今回の改修は、あくまでも新しい総合事業が開始したことにより、その利用者の情報を各包括に市から流さなければいけませんので、その部分の改修になります。地域包括ネットワークシステムというのは、各包括と市とがいろんな情報のやりとりをするためのダイレクトネットワークシステムですので、地域包括ケアシステムの進捗はもっと大きな話になりますので、ネットワークシステムの中ではちょっとそこのところは考えておりません。

以上です。

(川崎) では、ちょっと質問を変えますけれども、そうしますと利用者の状況を各包括に流すと。そのようなことをやることによって、利用者にとってのメリットがどのように図られるというふうに考えているのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 新しい総合事業は、要支援の方または要支援になる直前の方を対象としておりますので、包括が基本的には面倒を見ることが考え方となっております。ですので、逆に包括に情報を流さな

いと、包括のほうで動けなくなってしまうということがあります。逆に言うと、そこで予防の状態でバックアップできれば、その方たちが要介護にはならなくて済むというすばらしいメリットがあると考えております。

以上です。

(川崎) そうしますと、今のは利用者側にとってのメリットであるわけなのですけれども、市側、また包括側についてのメリットについてもきちっと把握をしていると思いますけれども、それについて最後お伺いします。

(長寿いきがい課長) 市といたしましては、包括と情報が密に共有できますので、その方の現在の情報というのが出ますので、その部分でメリットがあると考えております。

それから、包括のほうに関しましては、もともとは地域の住民に対していろいろ面倒見てくださいというふうにやっているところなのですが、やはりどうしても漏れる方が出てきます。それがこのようなネットワークをつなぐことにより、そのような方が漏れがなくなってきた、なお密に地域に溶け込めるというふうに考えております。それがメリットになると思います。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 11時46分)



(開議 午前 11時46分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 今回の補正ですけれども、いわゆる平成29年度から始まった総

合事業を行うためのシステムの改修であったり、そういったものがありますけれども、1つはやはり基金積立金が補正で非常に大きいなと思うのです。それで、私も介護保険料の滞納件数の資料をいただきまして、平成21年度から28年度までの件数が非常にふえています。当初は件数2件だったものが平成27年、28年で4桁、1,742件、そして28年度は1,838件、金額としては昨年度とそう大きく差はないのですけれども、滞納件数、滞納している方々の救済措置がどのように行われたのか、ちょっと不明なところもありますし、基金にしていってどのような使い方になるのかということがいま一つちょっと理解ができませんので、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第50号 平成29年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時49分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校支援課より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(学校支援課長) 午前中に芝寄委員さんからご依頼のあったいじめに関する資料をお手元に配付させていただきました。

なお、この資料に関しましては、2月16日に行いました第2回鴻巣市い

じめ問題対策連絡協議会の資料の一部でございます。その関係で、いじめの認知件数を含め、数値につきましては平成28年12月現在のものとなっております。ご了承くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

(委員長) 次に、議案第52号、議案第54号、議案第57号につきまして、お手元に資料が配付されておりますので、ご確認願います。

次に、議案第52号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時17分)



(開議 午後1時17分)

(副委員長) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(川崎) るる説明をいただきました。ちょっと確認をしたいことが何点かあります。説明の中でちょっと自分が聞きはぐれたのもあるのかもしれないのですが、まず歳入のほうなのですが、8款の繰入金、一般会計繰入金につきましては、28年度ゼロというふうになっております。この理由についてももう一度お伺いをいたします。

(国保年金課長) 8款の繰入金のうちその他一般会計の繰入金ゼロというところのご指摘だと思いますが、今年度その下にあります基金繰入金、こちらにつきましては支払準備基金の取り崩しを6億1,778万7,000円取り崩しております。昨年は2億6,500万円ほど取り崩しましたが、昨年につきましては言いますと法定外繰入金、一般会計からの部分になりますが、それが3億5,000万になります。そうすると、こちらの分を合わせて6億1,500万というようなことになりますので、あくまでも基金及び法定外の繰り入れというものは昨年とほぼ同額という金額を活用させていただいているという状況になります。



以上です。

（川崎）基本的な説明を求めるのですけれども、法定内繰入金と法定外繰入金についてご説明願えますでしょうか。

（国保年金課長）法定内繰り入れというのは、財政支援をする上である一定の基準に基づいたものになります。一般会計の繰入金という部分で項目にありますとおり1、2、3、4とあります。こちらについては、法定内の繰り入れという区分になります。一番上の保険基盤安定繰入金、こちらにつきましては中身がそれぞれ保険税の軽減分及び保険者支援分ということになります。詳細につきましては、いわゆる保険者につきましては低所得者のための7割、5割軽減というのがあります。そうすると、その金額を何らかの形で補填しなくてはいけないという部分について、それぞれ県が不足する部分の4分の3、市が4分の1を負担して一般会計から国保特会に繰り入れているという状況になります。片や保険者支援分につきましては、平均保険料と低所得者、いわゆる軽減した部分について差があるという状況をもとに、国のほうが2分の1、県が4分の1、市も同額で4分の1という形で負担をしていただいているということになります。この補助率につきましては、国の予算の範囲内で補助率のほうがちよっと変わりますので、一概に何%という形ではちよっととっておりません。

2番の職員給与費等繰入金につきましては、国保事務に従事する職員の給与費もしくは徴税に関するもの、こういったものについては、保険税で賄うという趣旨ではなくて、あくまでも一般会計からのということになります。他市町村の状況から見ると、一般会計の職員分とかというのは国保の特別会計では組まず、一般会計で組んでというところになりますが、鴻巣市の場合についてはあくまでも一般会計で繰り出しをして、それをもとに国保の特別会計のほうで支出をしているということになります。

3番の出産育児一時金については、国民健康保険に加入されている方の出産育児一時金、これの3分の2相当を補助するというのが規定になっています。この部分については、地方財政措置がされるというようなこ

とになっています。

あと、4番の保険財政安定化事業につきましては、こちらにつきましては医療費が高いとか、低所得者が多いとかそういった基準をもとに国のほうで示された金額になりますので、詳細についてはこちらのほうからはちょっと内容が、どの部分についての何%ということで指示があるものではありませんので、金額的には3,600万円ほど繰り入れというような形になっております。

以上です。

(川崎) ちょっとよく自分がまだわかっていないのですけれども、そうしますと今ご説明していただいたのが法定内繰り入れということなので、それ以外のは全部法定外繰り入れというふうになるのだと思うのですけれども、1つ例を挙げていただいて、こうしたものが法定外繰り入れなのだということは1つ、2つ例挙げられますか。

(国保年金課長) 法定外の繰り入れの趣旨としましては、保険財政に不足が生じた場合という形になります。基金がある場合については、それを取り崩して国保財政のほうに繰り入れるという部分、基金のないところについては税に転換できませんので、一般会計のほうで負担をしていただくというものになります。基本的には、何の目的で法定外を入れるかという部分がありますので、例えば保健事業の充実のためにそれは保険税で賄うということではなくて、市の政策としてやるという場合はそれなりの負担をしていただくという場合も当然あるかと思っておりますので、いわゆるこちらの項目にあります1から4以外のものについては法定外と。ただ、今後法定外の趣旨というものもだんだん変わってきていますので、単なる保険税の値上げをしないためということではなくて、何らかの意図があるもとに繰り入れるという部分も当然あるかと思っておりますが、一応法令に基づかないもの以外については法定外という形でその他一般会計繰入金として繰り入れをいただいているところです。

以上です。

(川崎) 今のご説明でわかったのですけれども、そうしますと法定外に、その趣旨が法定外として出してもやむを得ないだろうという判断、ある

いはそれには当たらないだろうという判断、これはどのような基準で、どこでそのような判断を行うのかお聞きいたします。

（国保年金課長）法定外の繰り入れの基準というのは、各市町村でどのように考えるかというものになるかと思えます。1つには、医療費高騰しているという部分で保険税を改正するという趣旨、それにそぐわないという場合にいわゆる保険税を値上げしないがためにというふうに入れる場合もあります。通常医療費が年々増加している段階では、やはり2年に1回とか3年に1回という形で、保険税について本来見直しをすべきことだとは思いますが、鴻巣市の場合についてはここ数年据え置きという部分もあります。そういった中で、不足する分については基金の活用だとか、一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ないと、いわゆる国保財政の脆弱な部分というのはその辺にあらわれているというようなところになるかと思えます。

（川崎）また折に触れてこの辺についてはお聞きしてまいりたいというふうに思います。

続きまして、歳出のところなのですけれども、お聞きしたいのは8款の保健事業費で、2項特定健康診査等事業費のところについてお伺いをしたいと思います。特定健康診査につきましては、平成28年度受診率41.7%ということで、これ埼玉県内の中では平均よりもいいのではないかとこのように私認識をしております。この受診率について、今県内の中での本市の位置について質問をいたします。

（国保年金課長）特定健診の受診率につきましては、県内でも比較的上位のほうに位置しておりまして、平成28年度の法定報告というものがまだ上がってきてはいないので、参考として申し上げたいのですが、平成27年度においては43%、今年度速報値という形で入っているのが実は42.6ということで、国保連合会のほうから入ってきます。27年度につきましては、63市町村中、上位から8番目という形です。28年度については、9番目という状況にありまして、法定報告が11月になりますので、そちらの報告がまた何%になるかは今のところちょっとわかっておりません。

以上です。

（川崎）そうすると、今聞いた数字が平成27年度の速報値ですか、43%、28年度が42.6%ということですが、ここに示されている受診率と若干数字が違っているわけなのですが、これについては何で違っているのですか。

（国保年金課長）実際に受診率というのは、国で定める法定報告というのは4月1日を基準に1年度ずっと入っている人を対象にしているのですが、鴻巣市の場合は年齢到達した順に希望があれば受診券を発行しているだとか、そういった部分があります。今後精査をして法定報告という数字の中であらわれてくるのですが、国保連合会で示している先ほど申し上げた42.6というのは、まだその調整の前という形になります。先ほど申し上げた41.7というのは、こちらのほうで受診券を発行して実際に受診をしたという方の割合になりますので、ちょっと数字的には違う数字になってはいますが、最終的には法定報告という形で報告が11月に公表されるということになっております。

以上です。

（川崎）いずれにしましても、8番目、9番目ということで、県内の中で高い水準を保っているということは結構なことだと思います。

そしたら、最後の質問になりますけれども、その隣の特定保健指導につきまして区分、また完了者指導率というふうにあります。平成25年度から28年度までというふうになっているわけなのですが、この区分について動機づけと積極的というふうになっているわけなのですが、ここについての説明をお願いいたします。

（国保年金課長）まず、特定保健指導につきましては、特定健康診査を受診した後にまず階層化ということを行います。これは、腹囲だとかBMIとか喫煙歴だとかいった部分で、それぞれの区分に分けてきます。症状というか、その数値によってこの人については例えばきっかけを与えれば食生活もしくは運動による健康管理をしてという部分で動機づけをつけようという部分と、いや、もうちょっと積極的に面接だとかいう形の中で介入していこうという区分でそれぞれ動機づけ、積極的という形

になっていきます。内容的には、電話勧奨の回数が違うだとか、面談回数が違うとかいう部分で保健指導を行っているということになります。受診率につきましては、受診率というか、利用率というか、指導率、こちらにつきましては、あくまでもその方の健康に関する認識というか、いう部分になりますので、こちらのほうでアナウンスしてもなかなか賛同を得られないという部分はございましたけれども、27年度から28年度につきましては、より積極的な電話での参加依頼というか、いう形をとりましたので、昨年度に比べて参加者というのですか、完了率に対して指導率という部分も上昇しているという状況になっております。

以上です。

（川崎）動機づけと積極的はわかりました。動機づけは主に電話勧奨、また積極的というのとは面接などを行ってという、またその回数が違うということでもございますけれども、28年度を例にとりますと動機づけも積極的も初回面接というふうになっております。どちらも最終的には面接をするということによろしいのですか。

（国保年金課長）基本的には初回面談をして、その方の状況だとかという部分も聞き取らないと、どういう指導をするという部分ができませんので、原則的には積極的にしろ、動機づけにしろ、面談のほうはしていただくというような形になってきております。

以上です。

（川崎）利用券が随分発行されていますけれども、初回面接に至るまでが27年度と比べると若干上がっているとはいえ、随分の方が無視しているといいますか、スルーしてしまっているのかなという、非常にこれはもったいないというふうに思っているのです。費用対効果を上げるためにも、28年度までのことを踏まえて29年度、特に考えているということではございますか。

（国保年金課長）特定健診につきましては、医療機関で受診するというところで、例えば健診に伺わなくても何か治療の際に医師のほうから特定健診も受けたほうがいいのかというような助言のもとに、ある一定の成果があるというふうに認識しております。これは、医師会の協力がかな

りきいているという部分もあるかと思うのですが、保健指導につきましては直接的にはいわゆる医師が関与するものではちょっとないのです。階層化をして、その方が実際に保健指導に回るかどうかというのが実際には医師のほうでは把握をしていないという状況にありますので、今後何らかの施策、例えば健診結果をお聞きする際に市役所のほうからこういうのが来たときに、指導の通知が来たときに率先して出てくださいだとかいう部分をアナウンスしてもらって、今でも恐らくしている医師もいるかと思うのですが、より積極的に関与してもらいたいという形の中でこの保健指導率上昇をさせたいなというふうには思っていますが、なかなかお医者さんの言うことは聞いても指導の中で市役所というか、実際に委託はしているのですが、そこからのアナウンスだけではちょっとアピールがというのはありますので、今後ちょっと検討していきます。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 3 5 分)



(開議 午後 1 時 3 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(金澤) それでは、議案第52号 平成28年度国民健康保険事業特別会計決算認定について質問させていただきます。

まず、今A4の用紙で質問させていただいたのですが、私決算書のほうで見てきているので、いいですよ。同じことなのだろうから。先ほど川崎委員からも質問がありました334ページの繰入金についてなのです。繰入金の28年度と27年度の支払済額と決算額は確認できました。26年度は他会計繰入金と基金繰入金の金額がどのくらいなのか教えてください。

(国保年金課長) 平成26年度の繰入金につきましては6億5,498万9,778円、これが一般会計からの繰入金になります。基金の繰入金につきましては3億6,000万、一般会計からの繰入金を詳細に申し上げますと……

(いいですよ、そのぐらいでの声あり)

(国保年金課長) 法定外の繰り入れは、1億7,000万繰り入れをいただいております。

以上です

(金澤) そうすると、大体3年間通して10億から11億というぐらいの数字ですよという形で確認できたのです。ところが、国保という問題が、要は来年4月から運営主体が変わりますよという話になってくると思うのです。結局制度創設以来かなり大改革というふうに認識しておりまして、市町村から都道府県に移管するという状況になってくるという状況の中で、国のほうは財政基盤を安定させるために、また国保の加入者への影響を抑えるために国は財政支援をしますよというふうにならうと思っているのはうたっているのです。ところが、新聞等の内容を見ますと、全国の市町村の国保料というのはもう35%上昇するよと。埼玉県内だと63市町村のうち半分、約31の市町村が国保料上がりますよというような予想をしているという記事が載っているのです。現在国保料というのはもう市町村が決めているわけですが、来年度以降の保険料というのは結局標準保険料率というようなことで出るのだろうけれども、実際これはどういふふうに進め方をするのか教えてもらいたいのですが。

(国保年金課長) 来年度大幅な制度改正になります。今後県の役割というものが保険者となるものですから、各市町村から国保事業費納付金というのを徴収するということになります。これは、県全体の医療費、そういったものを考慮して、各市町村でその医療費のぐあい、これによって例えば鴻巣市は何十億納めてくださいというようなことになってきます。この何十億納めるに当たっては、例えば鴻巣市は所得割率幾つだよと、均等割幾つだよというような形で標準保険税率を示すと。県の今後の役目については国保事業納付金の計算。それと各市町村の標準保険税率を算定し、公表するということになってきます。市町村は、この2つをもって今後保険税率を幾らにするかというのが原則論になってきます。

国の指針では、赤字解消のための計画というのを求められておりまして、いわゆる法定外の繰り入れは内容によっては保険税を安くするための部

分ということで、赤字の解消を求められているということが市町村のほうにあります。他の都道府県によっては、県内統一の保険税率というものを採用するという方向にあります。もう既に埼玉県の方では各市町村統一した保険税は採用せず、標準税率をもとに各市町村のほうで税率を決定するというような方向で現在進んでおります。

以上です。

(金澤) そうしますと、今のご説明ですと国のほうの財政支援というのがまだ正式に金額が決まっていないので、どういう状況になるか現状ではわからないという状況の中で、標準保険料率、金額によって各市町村が保険料を決めていくという形になるのですよという説明なのですが、今までのいわゆる国保の保険料云々より、逆に県内でも半分以上上がりますよと言っているわけだけども、上がってしまった場合、その市民から徴収する従来の国保料と、今度上がった分の差額、これ云々についてはもう待たなしに保険料を患者のほうからもらうような形になる。それとも多少緩和で、市のほうがそれについて多少の補助金と言っておかしいけれども、その辺を出す意向があるのか、その辺をちょっと確認したいです。

(国保年金課長) 今回の制度改正においては、国保事業費納付金、県に納める分については徴収率云々にかかわらずこれだけを鴻巣市として納めなさいという制度になります。今回示される標準保険税率は、その納付金に基づいて幾らの課税をすればということで標準保険税率及びそれには規模的なものを見て徴収率を掛けます。その金額、例えば徴収率をもっとよければ、市として例えばですが、保健事業に使えるだとかいう部分も当然考えられてきます。今の状況的にこの納付金に対する保険税というふうに見ますと、圧倒的に保険税のほうで不足すると。この不足する分をどうするかという話になりますと、基金の活用だとか法定外ということになるのでしょうけれども、先ほど申し上げたとおり、国は赤字解消計画を35年までに出せと、35年までの計画を出せということになりますので、一般会計から一概に足りないからということではなくて、削減を求められていると。どういうふうに削減をするかと言われると、



我々のほうとしては課税に手をつけるか、もしくは保健事業により医療費の適正化を図って医療費を削減するかの2つになってくると。正直基金も底をつき始めますので、かといって一般会計に負担をかけるというのは本来の国保の特別会計の趣旨ではないかと思っておりますので、その辺の調整をどういうふうにするかというのが今後の課題になってくるかと思えます。

以上です。

(金澤) 非常に国保の今後の影響について重要なことを今お話しさせていただきました。高齢者がふえるに当たっても医療費の削減、この辺はある程度健康づくりをすることによって医療費の削減を行うというのが1つの大きな市民に対してのアピールだし、市民の皆さんもそうやってくださいというような動きに出てくるのかなという感じがするのですが、金額云々についてはもう待たなしに決められた金額は支払わなくてはならないという状況になるわけです。そうすると、皆さんのところから保険料を徴収する、足りない不足分。これはもうしようがないから一般会計から補填していくというような形になると、私なんか心配しているのは国保料が上がった場合に今までいわゆる遅延している人たちが、またそういう人たちがふえてしまうのではないかというような心配も当然あるのですけれども、年金保険課長さん、いわゆる担当職員さんとして来年から運営が変わってきますよというに対して、事務量とか、そういうもののメリット、デメリットとか、心配事、そういうのがあったらちょっと教えていただければ。こういう問題が起きますよとか何か話してもらえばありがたいのですけれども。

(健康づくり部長) 今ちょっと課長のほうから来年度の関係、ちょっと決算と離れてあれなのですけれども、今言ったように県のほうが示している数字というのが第2回のシミュレーション出ているのですけれども、一般質問の中でも答弁しています。35億を納めると。2回目のシミュレーションです。実際問題市のほうの今歳入として入っているのが22億から23億ぐらいかな。そうしますと、どうしても12億ぐらい足りなくなりますよね。基本的には、法定外を入れて税率をそのままにすると

というのが一番いいのですけれども、ただ法定外というのはもうこれどこの市町村も赤字会計に対する対応なものですから、これはもうそもそも制度ですか、県の制度化というのは、その赤字解消をなくすための制度なのです。実際問題ふたをあけてみたら県内統一の標準税率で統一できないと埼玉県のほうではなっています。

全国でも47都道府県のうち今のところ8ぐらいの都府県ですか、都道府県ですか、統一はしないと。残りは全部統一しないでやるということなのです。そういったように、今課長が言ったように、納付金のほうがこの額を納めるというのですけれども、では税率を上げないでどうすればいいのかとなると、やっぱりそれは法定外になってしまいますよね。赤字解消は一般会計のほうから入れると。安易に一般会計のほうから入れるというのは、これなかなかいろんな議論があるのです。特別会計を組むということは限定された人に対する会計を組んでいるわけです、本来は。その中で、その人たちの中で解決するのが本来なのですけれども、こういった制度の中で今までもそうですけれども、法定外を入れて、法定外でないならばいいのですけれども、法定外ですから、あくまでも赤字解消のための繰り入れなのです。これをなくすようにしないと赤字解消できないということなのです。

市のほうとしても、今言ったように調定額なり、1人当たりの保険税にしる、県内でも40市町村の中で税に対しては三十四、五番だと思えます。医療費に対しては上位から8番から9番なのです。ということは、安い保険で高い医療費を払っていると。これそもそもそこなのです。それが今度は標準保険税率を示されたわけですから、法定外入れないでこの中でやっていくとなるとかなり高い数字になります。そうしますと、税率というのを少なからずとも上げなければいけないのかなという、そういう覚悟はしているのですけれども、ただそれが3回目のシミュレーションでどういう数字、今調査中なのですけれども、どのくらい国のほうの歳入のほうも見た場合でのシミュレーションになってくると思うのですけれども、どのくらいの上昇率でおさまるか、それもちょっと今調査中なのですけれども、それを考えながら来年度に向けての税率改正ですか、そ

れも検討しています。

やはり法定外を一気に税率を上げないで入れろよと言いますけれども、言う方いらっしゃいますけれども、これは赤字解消ですから、赤字になってしまいますから、これは安易に入れられないのです。県南のほうでも法定外、かなり数字入れている市町村もあります。今回のシミュレーション見ても、第2回目のシミュレーションでは、市のほうでは152%の上昇と。ほかのところは180、190というところですよ。これは、やはり法定外入れているところはやっぱりそういう数字です。金澤さんが言ったそういうように県内で半分以上が上がるということなのですから、自分の考えとしてはほとんどの市町村のほうは上がってくるのかなと思います、少なからずとも。その基準がちょっと違うものですから、その半分なのか、全市町村なのか、それちょっとあれですけども、近い数字、ほとんどの市町村はそういう数字で上がってくるのかなと思っていますけれども。そういう体制、これから12月、3月には当然議案として出さなくてはならないわけですから、今ちょっとその辺の調査を進めている状況です。

(加藤) では、今のほうでちょっと関連してです。

今の件に関しての関連のことでまずはちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど安い保険料で医療費として支払っているのが7番目か8番目とおっしゃってましたよね。今現在の県内での保険料を、鴻巣市の保険料額というのは他市町村から比較してどういうふうになっているのでしたか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時51分)



(開議 午後1時51分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(国保年金課長) こちら収納額ではなくて調定額ということで申し上げますと、こちらもやはり速報値という形でご理解いただきたいのですが、1人当たりの調定金額、現在鴻巣市が8万261円という数字が出ておりま

す。こちらにつきましては、40市中34番目ということになります。市平均で申し上げますと、9万1,704円ということになりますので、約1万1,000円ほど調定金額で少ないということになります。実際の収納という形になりますと、各市町村の収納率がかかわってきますので、調定ベースで言うと約1万1,000円ほど県平均、いわゆる市平均より少ないという数字になっております

以上です。

（加藤）これ何年前でしたっけ。三、四年前でしたか。ちょっと安く、この保険税を割り出す出し方があるではないですか。それで、あれを変えたときがありましたよね。それで、何か少し安くなった人もいるというふうな、そういうふうなことでの中でのそういう、それが継続して今あるのかなと、今保険税の割り出し方になっているので、県内では先ほど部長がおっしゃられたように低いほうで、実際に支払っているのがかなりの額は払っているというふうなことになっているということの結論になるわけです。結論というか、現状になるということですよ。

それで、ちょっとそれは今どのぐらいなのかと。ただ、先ほど金澤委員のほうからありましたけれども、県内で半分ぐらい上がっていくという中で、実際もう今のこの時期ですから、来年にどうする、こうするというふうな、来年からスタートするにしても、来年どうする、こうするというふうなことというのは今現在では行政としては考えているのか、いないのか。来年度の保険税の関係でどうなっているのかをちょっとお聞きしたい。

（国保年金課長）来年の制度改正に際しては、先ほど来申し上げますけれども、事業費納付金、これに見合うだけの標準保険税率というのを県で示しますので、これに基づいて鴻巣市として事業費納付金を納められるかどうかというところから検討しなくてはいけないということになります。基本的には、やっぱりある一定の税の収入がないとこの納付金を納めることはできませんので、基金及び法定外繰り入れという部分をどのように考えるかというのを1つの課題になると思います。先ほど来部長のほうで申し上げますけれども、鴻巣市の場合は40市の中で

もかなり下位のほうに調定金額位置しているのです。ただし、徴収率、こちらの収入の表でもありますとおり、徴収率が非常にいいものですから、ある一定の財源確保はできているのが状況です。

先ほどご質問というか、の中にありましたけれども、それぞれ保険税は市町村によっていわゆる4方式と言われるもの、これは資産、所得、均等割、あと世帯割という4方式をとるものと、鴻巣市の場合2方式というのをとっています。この2方式を平成25年度に採用したのですが、それ以前の調定というのは実は県平均を上回っているのです。参考に申し上げますと、平成25年度は1人当たり調定金額9万5,273円です。当時の市平均は9万1,000円です。24年度に4方式から2方式にするに当たって、一部資産割というのを減額しました。このときが鴻巣市9万769円の1人当たり調定金額になります。当時の市平均が9万1,276円。多少ちょっと差がありますけれども、1,000円程度の差ということになるのですが、25年に2方式に完全移行しました。そのときの調定金額が8万3,669円。県の市平均はおおむね9万1,000円ぐらいで推移していますので、ここで急激に落ちているという状況になります。本来であれば、ここまで下げなくてもということもあったのでしようけれども、基本的には他会計の繰入金だとか基金の活用をもとにこの設定をしておりました。保険税というのは、やはり2年に1回、3年に1遍見直しというのは通常はあるべきものだと思いますが、現実的には25年以降ずっと据え置いて今現在に至っているという状況のもとに、ここに新たに30年の改正という部分が含まれてきておりますので、その辺のことをどのように捉えるかという部分が今後検討していくことになってきます。

以上です。

(加藤) では、この出していただいている資料に関してちょっと1点だけお聞きしたいと思います。

高額医療費、この表を見させていただきますと、1カ月の医療費が1,240万、1カ月かかって、64歳の方で急性心筋梗塞というふうなことですけれども、それ以下5番まで書かれてありますよね、高額医療費として。実際病気になればもちろんお医者さんにかかるのは当然のことですし、

誰もが好きで病気になるわけではないですから、かかってしまうのは仕方ないと思うのですけれども、この5人の方の例が出ていますが、この方たちって実際28年度にあった方ですよ。28年度の方の話ですけれども、この方は今はお元気というか、どうされているのでしょうか。

(国保年金課長) こちらのほうに記入してあります1カ月医療費、一番高いところで1,240万、実際には端数がつくのですけれども、64歳の方、基本的にはお亡くなりになって。昨年も実はこの同じような資料でございましたけれども、そちらについては1,330万円ぐらいです。大体、上位この出てくる部分については死亡されている例が多いというふうに申し上げておきます。ただ、我々医療を担当する者としては、やはりとうとい命ですので、医療の金額にかかわらずドクターの治療に任せるしかありませんので、一応参考にはお出ししていますが、基本的にこれだけ医療費がかかるのだよという部分で1人当たりの医療費だとか、1件当たりの一番高いやつとかというのを参考にちょっとお出しはさせていただいているような状況です。

(加藤) では、ここに出される方は残念ながらというふうなことに結果的にはなっているということですよ。1人当たりの医療費も見させていただくと、25年から毎年やっばり上がっていますよね。ことしが一番高いということじゃなくて、もう年々25年から比較して毎年上がっていくということは、高齢者がふえているという実態もあるのかもしれないのですけれども、せっかくいろんな行政であれやらこれやらとかでいった健康づくりのことをやっばりしながらにして、やはり1人当たりの医療費がふえているというのは比例しないので、本当に反比例でどんどんやっばりこうなっているということはちょっと残念というか、えっ、何なのかなという。最初に言いましたように、やっばり高齢者が多いということももちろん出てくるのかもしれないのですけれども、その辺の実態というのはどのように考えられますか。

(国保年金課長) 鴻巣市の場合は、高崎線沿線でやっばり都内のベッドタウンとして地域が成り立っているという部分が見られるかと思うのです。例を申し上げますと、前期高齢者の割合というのが数字にあらわれ

ておりまして、上尾から鴻巣まで非常に前期高齢者の割合が高いという状況にあります。現在国民健康保険の48%の方がいわゆる前期高齢者になります。桶川、北本も同様な形になります。一般的には私がちょっと見る限りだと上尾から鴻巣までが比較的高いと。熊谷に行きますと、これまた地域性がありますので、前期高齢者の割合というのは実は下がるのです。これ恐らくやっぱり地元企業があるとかいう部分の中で一般被保険者が多いとか、そういう部分も加味されるかと思うのですが、鴻巣市の場合は地域的に赤見台とか、そういう部分もありますので、比較的その顕著が見えると。宇都宮線とかあちらのほうになると、蓮田とかというのがやっぱりベッドタウンの影響を受けて今高齢化率が高いというものがあります。国保を支えるのは、やはり現役世代の方がいらっしやらないと成り立たないというのが実情になっているのかなというところを感じております。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、まず歳入なのですけれども、こちらの決算書のほうで申し上げますと、330ページ、331ページですが、この収入未済額が非常に多いのです。国とのやりとりで出ていないというのはいいのですけれども、一番上の健康保険税が収入未済額7億6,197万2,721円なのですが、この理由をまずお伺いしたいと思います。

（国保年金課長）国民健康保険につきましては、収納に関しては収税対策室のほうでお願いしているところなのですけれども、収入未済額、一般の医療分という形だと331ページ上段のほうだと7,227万九千幾らという金額になってきます。もとの調定が比較的多い部分がありますので、当然収入未済額という部分は大きくなっていくかと思うのですがA3用紙をごらんいただいても、現年度分収納率については95.09%、これは県内の40市では2位という形の比較的高い水準を保っております。25年以降順位8位から現在2位という形に上がってきておりますので、この金額が多いか、少ないかという形になるともとのパイが大きいので、こういう状況になっております。

以上です

(諏訪) 95%の方がもう既に納められているということですね。ありがとうございます。

不納欠損額がございましたけれども、こちらのほうは今年度累積されたものなのでしょうか。不納欠損。

(国保年金課長) 不納欠損につきましては、こちらにありますとおりのいわゆるその年度において調定から落とすというような形の金額になります。単年度ベースになりますので、数字で申し上げますと一番上段になります。5,150万円ほどが不納欠損という形で処理をさせていただいております。

以上です。

(諏訪) 不納欠損に陥る前、今5年でしょうか、いわゆる時効というのですか、払わなくてよくなるのに5年かと思うのですけれども、その間はこういった要するに援助といいますか、納めていただけるような働きかけをされているのか伺いたいと思います。

(国保年金課長) こちらの不納欠損につきましては、時効という部分と執行停止という部分があります。徴収権は確かに5年なのですけれども、執行停止をするとその停止後3年間経過すると時効というか、不納欠損という形になります。不納欠損につきましては、それぞれの要件というのがありますので、財産調査をした結果、執行停止をします。執行停止をしてから3年間なのですけれども、それ以前に時効が来る方っていらっしゃるのです、一概に執行停止金額、その単年度の執行停止金額から不納欠損金額が出るものではありません。

今求められているのは、不納欠損のうち執行停止をいわゆる財産調査をして適正な処分をしたかどうかというのが多分上がってくるかと思しますので、収税課のほうでその辺についてはちょっとお願いしているところですが、所得がなくて、例えば課税されたときにはあくまでも国保税って翌年度課税になりますので、基礎が前年度の所得を見ますので、その当時所得があって課税されていたけれども、現在収入がない、財産がないということであれば、それ相当の金額を執行停止をします。ただし、現在課税されているものについては、やはりほかの方との均衡を保つた



めにも現在の徴収方法だと現年度優先で納めていただいて、過去の分を  
どういうふうに納めていくか、その納められない部分について執行停止  
をするのかどうかというところで徴収のほうは進んでいるということに  
なっております。

以上です。

（諏訪）いわゆる保険税が納められなくて、一時保険証がストップされる  
ケースがあるかと思うのですけれども、保険証をとめ置いている、発  
行しない期間というのはどのぐらいあるのでしょうか。

（国保年金課長）短期被保険者証のことだと思うのですが、平成28年度、  
短期被保険者の対象世帯は270世帯です。うち分割納付だとかいう形もし  
くは完納に向けて納付をしているという方については、短期被保険者証  
を直接郵送という形をとらせていただいていますので、それが110件。実  
質的に160件が納税相談をして交付を受ける世帯になっております。

以上です

（諏訪）郵送が110件で、160件の方々は短期保険証を手にするこ  
とがないということでしょうか。納税相談に来た際にどうしてもお医者さん  
にかかりたいので、短期保険証を発行してほしいというような依頼があ  
った場合はどのような対処になりますか。

（国保年金課長）短期被保険者証につきましては、あくまでも納税相談  
後交付するということになっておりますので、鴻巣市の場合は4カ月の  
短期被保険者証をお送りしています。年間3回納税の相談の機会を設け  
るということになっております。この期間に納税相談された方につきま  
しては、交付をさせていただくことになっております。あくまでも納税  
相談の機会をつくるためということになっておりますので、例えば全然納  
める気がないとか、納税相談不調とかいう形もあるかと思うのですが、  
それはそれとして納税相談の面会だとかいう形の中で収税対策室で納税  
相談を、たとえ相談不調ということであっても、市としては国保の窓口  
においては一応交付するというような形はとらせていただいています。  
決して受診の機会を失うということではなくて、受診も例えば保険証な  
くて10割負担をした場合、療養費という形で事後に請求をすることも可

能ですので、これを機会に完納に向けた、もしくは納税相談をしていた  
だくというのがあくまでも短期被保険者の趣旨だと私は思っております。

以上です。

（諏訪）では、歳出のほうで345ページです。

出産育児諸費なのですけれども、こちらのほうが不用額でかなりの額な  
のですけれども、これは利用される方が少ないということでしょうか。  
その理由を教えてくださいたいと思います。

（国保年金課長）現在国民健康保険の被保険者については、もう既に3  
万人を割っているという状況の中で、先ほど来申し上げましたけれども、  
前期高齢者の割合が非常に高いということになります。逆を返すと、現  
役世代の方が少ないということになりますので、当然出産をされる方が  
少ない。1つには、昨年10月に社会保険の適用拡大というのがありました。  
これをもとにすると、いわゆる国保から抜けて社会保険に入る該当  
の方の枠がふえましたので、被保険者もそちらのほうに流れているとい  
うのが1つにはあるかと思うのです。いわゆる現役世代の方が通常減っ  
ている上に、被用者保険拡大によってもっと減っているという状況で支  
出もしくは請求がないということになります。あくまでも出産件数的に  
はちょっと私のほうはわかりませんが、医療機関でそれなりの社会保険  
もしくは国民健康保険に請求するというのが原則になっていますので、  
漏れということではなくということをご理解いただきたいと思います。  
以上です。

（諏訪）済みません。こども医療費が18歳まで窓口負担なく無償化にな  
りましたけれども、このどこでそれが見れるのかを確認したいのですが。

（国保年金課長）こども医療費の拡大の部分については、こちらの国民  
健康保険の支出ということではなくて、与える影響という部分で、実は  
歳入のほうに国の療養給付費負担金というのがあります。これは、医療  
機関にかかったときにいわゆる現物給付と言われるものです。窓口に一  
銭も払わない方、この方についてそういう診療がふえると、診療機会が  
ふえて医療費が上がるということで、補助金のペナルティーが実は来ま

す。ですが、現在鴻巣のほうで18歳まで拡大した部分については現物ではないということになりますので、その部分の影響はないというふうに見ております。その影響額というのは大変申しわけないのですが、決算書には示されるものでもなく、かといって補助金申請上もちょっと複雑な仕組みになっていますので、影響額が幾らという形になるとまたちょっと別の計算という形になってきておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

（諏訪）353ページの予備費なのですけれども、こちらも不用額ございます。この中で、備考のところに書かれている項目がちょっとよくわからないものですから教えていただきたいのですが、中段の病床転換支援金等という、病床転換関係事務所拠出金、これはちょっと意味がよくわからないのですが、教えてください。

（国保年金課長）こちらにつきましては、社会保険の診療報酬支払基金の中で病床転換をするという枠組みの共同事業とは違うのですけれども、それがあつたのですが、これ1回で納付するものですから、補正とかの対応ではなくて、当初6月ぐらいだとは思つたのですけれども、支出はしなくていけないので……6月ではありません。恐らく4月か5月なのですが、予備費のほうからこの金額を充当したということになります。歳出のほうで、345ページのほうに下から2つ目、病床転換関係の事務所拠出金という形で計上はさせていただいております。事業内容としては、療養病棟と医療病棟の転換をするに当たつて医療機関のほうで負担をすると、それについて保険者のほうが負担をするというような制度の拠出金というふうにつまみしております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、市内の病院で病床転換をしたところがあるということですか。

（国保年金課長）これ保険者間のものになりますので、鴻巣市でということではなくて、いわゆるそういう事業があつた場合に保険者として補助するということになりますから、我々は拠出をするだけと、それが実際にどこに宛てがわれたかというのはまた別の話になりまして、今回に

ついてはあくまでも事務費相当分になります。ですから、実際の療養の部分についてはここには当たらない、あくまでも事務費相当分の負担をしているというふうに認識しております。

以上です。

（諏訪）毎年病床転換の事務費の拠出金というのは計上されているのでしょうか。

（国保年金課長）毎年事務費拠出金については、負担金という部分と事務費という部分を計上はしているのですが、ここ数年はあくまでも事務費だけということになりますので、恐らくその転換事業自体がある程度内輪になっているのかなというところがうかがえるかと思います。

以上です。

（諏訪）お隣の市で、北本市で以前療養病棟だった病院がこここのところリハビリ病棟に転換している病院があるのです。それで、鴻巣市の中でも例えば今ある病床が新たなリハビリ病床になったりというような計画のようなものは何か聞いていらっしゃいますでしょうか。

（国保年金課長）申しわけありません。我々のほうとしては、医療機関と直接かかわりのある機会というのは非常に少ないもので、この事業につきましてはあくまでも保険者がそれぞれ拠出金を出し合っという部分の、いわゆる共同事業的な、恩恵はいずれは受ける部分にはあると思うのですが、その部分になりますので、鴻巣市の状況だとかについては把握はしておりません。申しわけございません。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第52号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時19分)



(開議 午後2時21分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第52号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時22分)



(開議 午後2時43分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第54号 平成28年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) 決算書のほうで、ページ数で申し上げます。371ページの歳入で、介護保険料の収入未済額、この内容を伺います。

(長寿いきがい課長) 平成28年度に収入未済となりました額が1,838件

で、1,305万3,400円でございます。それから、それ以前のものといまして、滞納繰り越しを処理いたしましたものが2,659件で、1,620万3,510円になります。これが滞納の明細の……申しわけない。1年間違えておりました。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時04分)

---

(開議 午後3時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(長寿いきがい課長) 27年度以前のものが2,606件で、1,505万3,780円になります。

以上です。

(諏訪) ただいまのは、平成27年の分ということですよ。2,606件ですね。そして、28年の分が先ほどいただいた1,838件。

(長寿いきがい課長) 平成28年度分が1,305万3,400円でございます。

(何か声あり)

(長寿いきがい課長) 件数は1,838件です。

(諏訪) ただいま27年と28年のいわゆる支払いのない保険料の件数と額を伺いましたけれども、これは27年度分は持ち越したものはこの28年の中にも入っているのでしょうか。重なっているのでしょうか、それとも新たな28年度分の件数でしょうか。

(長寿いきがい課長) 持ち越した分であります。不納欠損を今年度また実施しておりますので、数字が変わってきております。

以上です。

(諏訪) ちょっとごめんなさい。よくわかりません。27年の2,606件の件数がございました。これが費用が1,500万ちょっとなのですけども、これらの分について持ち越した分はこの28年度の1,838件の中にも含まれるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 件数は含まれておりません。

以上です。

(諏訪) 累積した件数、費用はございますか。額は。

(長寿いきがい課長) 今申し上げました27年度の2,606件というのは、全部のそれ以前、過去の全部の累積の数字になります。

以上です。

(諏訪) そうしますと、今回の28年度決算の中では、2,606件プラス1,838件ということでしょうか。

(長寿いきがい課長) 不納欠損した部分がございますので、正確には両方の足し算ではございませんが、合計額一部分なっているということでご認識いただければ結構だと思います。

以上です。

(諏訪) 不納欠損処理した件数は何件ですか。28年度末で。

(長寿いきがい課長) 不納欠損は180、これは件数ではなくて人になりますが、180人で、759万100円不納欠損しております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、180名の方を減らしてみると、それでもなお4,400人ちょいの方が現在滞納しているわけですね。

(長寿いきがい課長) 申しわけありません。これは件数になりますので、延べですので、人数としてはもう少し少ない金額になります。

(諏訪) 普通徴収と特別徴収のこの中での割合というのは出ていますでしょうか。

(長寿いきがい課長) 特別徴収は基本的には年金からの天引きになりますので、徴収率は100%実は超えるのです。還付未済の部分ありますので、です。不納部分は全て普通徴収と考えていただいて結構です。

以上です。

(諏訪) 普通徴収の方ということであると、非常に所得の低い方だと思われるのですが、18万円未満の方になると思いますが、その方々のいわゆる介護保険料が納められていない実態というのをどのように市は確認されていますでしょうか。

(長寿いきがい課長) 基本的な話として、普通徴収になられる方、たしかに年金が18万以下の方は普通徴収ということにはなるのですけれど

も、現実にはそれだけ年金が少ない方というのは余りいらっしやいません。どちらかというとな介護保険は状況により普通徴収と特別徴収が交互にあらわれたりする方がいらっしやいます。所得が変わったとか、それから家族の段階が変わったとか、そういうもので保険料が変わった場合に普通徴収があらわれる方がございまして、その方が実は納付忘れをしていただいているというのが非常に多いケースでございます。

以上です。

(諏訪) そうしますと、普通徴収または特別徴収も行ったり来たりしていて、たまたま普通徴収になって納付書が届いたにもかかわらず、支払いができなかった、し忘れたという件数のほうが多いということでしょうか。

(長寿いきがい課長) 賦課をするこちらとしては、そのような認識が、考えております。

以上です。

(諏訪) 373ページの1款総務費の介護認定審査調査費でございますけれども、こちらのほうで不用額が非常に高いです。691万2,602円。この不用額というのは、予算現額との差だと思われるのですが、この理由としては何でしょうか。

(長寿いきがい課長) 認定審査のほうに関しましては、1つには要介護認定審査委員会の方に報酬を支払っておりますけれども、これが1年間全部出ていらっしやる委員さんがいらしていない場合がありますので、そこでの余りになるのと、もう一つは認定訪問調査のほうで主治医の意見書料を組んでおりますが、やはりこれも予定よりは非常に歳出が少ない場合がございますので、その余り部分というふうになっております。以上です。

(諏訪) 審査委員の欠席のため不用額になったものと、あとは主治医の意見書が書いていただけなかったということでしょうか、それとも見込みの件数が違ったということでしょうか。

(長寿いきがい課長) 見込みの件数が予定よりは少なくなっているということでございます。



(諏訪) 委員の欠席なのですが、欠席をして、審査会というのは成立はしているのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 認定審査会に関しましては、1グループ8名で組んでいただいておりますので、1名程度の欠席であれば問題はないというふうに考えております。

以上です。

(何事か声あり)

(長寿いきがい課長) 済みません、訂正させてください。

8名のグループで1グループ5名の出席でローテーションを組んでおります。ですので、3名出席すると審査会が成立しますので、欠席に関しては1名程度であれば問題ないと考えております。

以上です。

(諏訪) 385ページです。今審査会のお話しになりましたけれども、審査会というのは年間で何回で開かれているのでしょうか。また、介護申請の件数です。

(長寿いきがい課長) 昨年の実績で154回実施しております。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時15分)

---

(開議 午後3時16分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(長寿いきがい課長) 先ほど言いました開催回数は154回で、申請件数は3,949件でございます。

以上です。

(諏訪) そうしますと、大体これ週1回、週2回審査会というのは設けられているのかなと思うのですけれども、そうしますと1カ月で大体10回以上開いているわけですね。

(長寿いきがい課長) 週2回の開催で大体、1カ月4週ですので、8回。または、状況によっては1回ぐらい抜くこともありますので、7回から8回というふうに考えていただければと思います。

以上です。

（諏訪）審査会も大変だと思うのですが、その前に同じページで認定調査員のこれは費用が書かれておりますが、訪問調査事業、こちらが臨時職員の賃金ということで218万8,220円、これが認定調査員の非常勤の方の賃金というふうに思いますが、こちらは何人いらっしゃるのでしょうか。この非常勤の方々が。

（長寿いきがい課長）非常勤の認定調査をやっていただけの臨時職員は3名でございます。

以上です。

（諏訪）認定結果までの所要日数は今どのくらいでしょうか。

（長寿いきがい課長）申請から大体30日以内で回答が出せるようにやっております。

以上です。

（諏訪）一応法律で決められている日数で行っているということだと思っておりますが、非常に3名の調査員の方々が3,949件の認定調査、これは全部がこの非常勤の方がされるのではないと思っておりますが、長寿いきがいの職員の方々も行いつつ、また外出しというのですか、委託しているところに件数も含まれていると思いたすけれども、1人の方が受け持つ、1人の非常勤の認定調査員が受け持つ1カ月の人数というのはどのくらいになりますか。

（長寿いきがい課長）1人の件数というのは数字はちょっと今では出してないのですが、実はおとし、27年10月から……27年度から任期つき職員というのを長寿いきがいの課は採用しております、その方4名いらっしゃいます。その方たちが基本的には認定調査をやっております、最初臨時職員の3人と別枠でいらっしゃいますので、4人体制プラス3人で調査に回っているという状態になります。あと、県外とか遠いところになりますと委託をかけているという、そういうふうになります。

以上です。

（諏訪）済みません。389ページです。

地域密着型のサービスが非常に伸びているなというふうに思いました

が、こちらは今市内では地域密着をやっている事業所というのはどのぐらいいるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）地域密着型サービスなのですけれども、平成28年度から小規模のデイサービス、通所介護事業所が市の所管におりてきております。市の所管におりてくるまでは居宅介護サービス給付事業のほうに支払っていたのですけれども、それが地域密着型というふうな支払いのほうにかわるということになりましたので、そこで大きく伸びている数字になります。

ちなみに、387ページ、予算書のほうにあるのですけれども、流用ということで、居宅介護サービス給付事業のほうから地域密着型サービス給付費のほうに2億円ちょっとの流用をかけておりまして、これが市のほうとしては当初これほどの地域密着が伸びると予測していなかったものですから、流用をかけたということで伸びているという状況になります。事業所なのですけれども……

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時22分）



（開議 午後3時22分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（長寿いきがい課長）地域密着型サービスですが、通所介護の事業所が14、グループホームが9、それから定期巡回随時対応型訪問介護看護という事業所が1、夜間対応型訪問介護が1、それから認知症対応通所介護というのが1、小規模多機能型居宅介護というのが2、以上がこの数字になります。

（諏訪）395ページの2次予防の件ですが、先ほどご説明で今まで2次予防のいわゆる対象者を見つけるために基本チェックリストを郵送して、拾い上げていたと、サービスに結びつけていたというふうに伺いましたが、これをやめたわけなのですが、この2次予防が非常に効果的だったのでないかなと思いますけれども、こういった情報というのは今後は地域包括に流して、そちらから進めていくような形をとられるのでしょ

うか。

（長寿いきがい課長） 2次予防事業につきましては、国のほうでもうそこにかかる費用に関しては負担はしないというふうに言われてしまっております。市のほうも27年度から段階的に75歳に引き上げて調査をしておりましたが、昨年以降送らないでチェックリストは目の前で地域包括にやっていただくという形、その中から要介護になりそうな人を見つけるというふうに方向は変えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

（諏訪） 非常に2次予防で救われた方もいらっしゃるのではないかなと思いますけれども、そうしますと地域包括支援センターの役割、いわゆる業務が非常にふえているのではないかなと思うのですけれども、そういったところでは委託業務がふえて助成金もふえるということになっているのでしょうか。

（長寿いきがい課長） 地域包括につきましては、こちらの予算のほうでも、決算のほうでもありましたとおり、非常にいろいろな種類の委託をかけております。要介護になりそうな人という話になりますと、今行っております新しい総合事業、こちらのほうでも地域包括のほうにチェックをかける、基本チェックリストに近いものになりますけれども、同じようなものを調査することになっておりますので、そちらで介護予防を展開していきたいと考えております。

以上です。

（諏訪） 日本共産党の議員団も地域包括支援センターの全事業所を懇談を持たせていただいたのですけれども、その中で非常に業務が煩雑になっていて大変なのですと、非常に人数も限られた中でやっているのだというお話、どの事業所さんも伺ったのです。業務がやはり非常にふえていると思いますし、総合事業の問題もありますし、今2次予防の件では業務がさらに委託されているということなのだと思いますけれども、地域包括支援センターの人の問題なのだと思いますけれども、そういったところではどのようにお考えでしょうか。

(長寿いきがい課長) 今介護保険の第7期の計画を立てているのですが、地域包括の部分に関しましてはさらに強化をしなければいけないというのが国からも指示が来ておりますので、人員配置も含めてその部分を検討していく今段階になっております。

以上です。

(諏訪) 397ページ……

(委員長) 諏訪委員。

(諏訪) もう時間……

(委員長) もう過ぎております。20分過ぎておりますので、またその後に時間があるようだったらということによろしいでしょうか。

(諏訪) はい。では、あと2つ残しまして。

(金澤) 済みません、1点だけ。

介護保険の歳入決算の1ページ目に、説明欄のほうの右側のほうに、上から、認定状況があるではないですか。要支援1から要介護…合計で4,266となっているのですが、これ要支援1が310名ですよ、要支援2が635名ですよ。これは、もういわゆる認定をした形でやっていくのだろうと思うのだけれども、ここに載っている数字というのは自動的とはい方語弊があると思うのだけれども、右にスライドするような形になっていくのかね。その辺がちょっと聞きたいのだけれども。いわゆる過去の、毎年やっているのだから、数字的な根拠というのは出ると思うのだけれども、例えば要介護2の人が1,032いらっしゃいますよね。この方というのは、今後何年後かには介護3とか介護4のほうにこの数字がスライドするような形になっていってしまうのか、その辺をちょっと。今までの経緯からして教えてもらいたい。

(長寿いきがい課長) 要介護の認定は、介護度というのは体の不自由ぐあいというよりも、どの程度人の手助けが必要になるかということで介護度というのは判定をしていきます。高齢になれば、介護度を持っている方が右に行く可能性はありますが、経験則からいうとこのままとどまっているか、または右に1個、または左に1個行くという、よくなったり、悪くなったりというのが大体多い状態になります。ですので、年齢

とともにというか、時代とともに右のほうにふえていくという流れでは  
ございません。

以上です。

(金澤) そうしますと、いろいろな予防事業をすることによって、現状の  
人数で抑えることができるとか、逆に認定が軽度のほうにシフトする  
ということもあり得るという解釈でいいわけですね。

(長寿いきがい課長) そのとおりでございまして、もう一つ別な話とし  
て、国は今後介護度が改善した場合に事業所にインセンティブが働くよ  
うな、そういう報酬の形態も考えているということですので、今後はこ  
ちら左のほうにずらすということも出てくると考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 3 0 分)



(開議 午後 3 時 3 0 分)

(副委員長) 休憩前に続き会議を開きます。

(川崎) それでは、ご説明いただきました A 3 の資料の歳出のほうで幾  
つか確認も含めてお伺いをしたいと思います。

2 次予防事業対象者の把握事業についてなのですけれども、これちよっ  
と文章のほうで 65 歳以上の方というふうになっているもので、もう一度  
確認をさせていただきたいのです。これでいきますと、介護認定を受け  
ていない 75 歳以上の方に基本チェックリストを実施し、2 次予防事業対  
象者を選出しますということによろしいのでしょうか。

(長寿いきがい課長) そのとおりでございます。訂正をお願いいたしま  
す。

(川崎) そうしますと、相当、10 歳いきなり繰り上がったということで、  
確かに周りを見ましても 75 歳以上の方で介護認定を受けていない人はた  
くさんいらっしゃいますので、そういう意味ではよくわかるのですが、そ  
うしますと 1 次予防事業というのはいわゆる前期高齢者である 65 歳から  
74 歳までで、2 次予防事業というのは 75 歳から、その上限はなく、介護

認定を受けていない方という認識でよろしいのでしょうか。あくまでも元気な方という意味ですね。

（長寿いきがい課長）先ほど諏訪委員さんにもご説明したのですが、国のほうが2次予防事業そのものをもうやらなくていい、お金を出さないというふうになっておりますので、今回の決算でもそうなのですけれども、2次予防事業費というのは40%の減になっております。これが29年度はさらに実は減ります。その分、別の事業、1次予防事業でありましたり、この2項のほうの包括的支援事業なりのほうにシフトをしていくという考え方になっておりますので、2次予防そのものはもうなくなると考えていただきたいと思います。1次予防事業につきましては、元気な方でしたら年齢は問いません。何歳の方でも結構ですので、市が行っています介護予防教室に参加して、介護にならないようにしていただきたいというふうにPRをしているところでございます。

以上です。

（川崎）これまでも何度か質問をさせていただいて、その都度わかったつもりになっていたのですけれども、ちょっとまた今いろいろ数字聞いていますと混乱しましたので、確認をさせていただいたところなのです。そうしますと、1次予防事業に関しては64歳から75歳までという区分なく、もう80歳であろうと、85歳であろうとということ考えていくと。2次予防事業については、やらなくなるのだけれども、しかしながらゼロではないということは、今経過措置としてゼロではなく、非常に減額した形で行っているというふうに考えていいのでしょうか。

（長寿いきがい課長）川崎委員さんのご質問のとおり、今経過措置で残っている方たちをやっている状態ですので、2次予防事業、基本チェックリストはもう行いません。

以上です。

（健康づくり部副部長）2次予防事業を全くやらないというような認識ではなくて、総合事業の中に短期的な集中、短期集中的な事業とか、その辺が組み込まれていく予定ですので、その中で2次予防にかわるようなものというのは考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

す。ちょっと国のほうでそのチェックリストという、60歳以上の全員の方にチェックリストを郵送して、その中から2次予防対象者を把握して、通所の事業につなげるというのが、1万3,000人から全ての方に送って、実際にその事業につながるのが二、三十人というような形なのです。そうすると、余りにも費用対効果としてどうだろうというのが国のほうの判断でありまして、そこの部分をなくしながら、新しいところにシフトしていこうというのが国の考えでございましたので、チェックリストについては総合事業のほうに役立てていくというような形になっております。

以上です。

（川崎）そうしましたら、このことについてはこれからもまた一般質問等でも折に触れて確認をさせていただきながら推移を見守っていきたいというふうに思っておりますが、新しい、これは27年度からの新規事業ということでの認知症施策推進事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業というこの3点についてお伺いをしたいのですけれども、27年度から行ったということで、28年度という状況なのですけれども、この効果というのでしょうか、それはどのように認識をされていらっしゃるのか伺います。

（長寿いきがい課長）認知症支援推進事業につきましては、こうのとりに言われる老健のところにも全て委託をさせていただいているのですけれども、相談件数も非常に伸びておりますし、相談件数全体では1,056件の対応をして、去年1年間でしていただいておりますので、効果としては非常に出ていると思っております。

以上です。

（川崎）そうしますと、在宅医療介護連携推進事業につきましては、連携等を行っていくということですので、数字的なものは出ないということですね。

生活支援体制整備事業についてなのですが、生活支援コーディネーターという、このことについてどのようなことをやる方で、先ほども説明あったかもしれませんが、実際にそのコーディネーターの受け持つ



た件数というのでしょうか、人数というのでしょうか、それについて把握していれば教えていただきたいと思います。

（長寿いきがい課長）生活支援コーディネーターは、先ほどご説明したとおり、社協のほうに委託をかけているものでございます。ただ、支援コーディネーターが何か地域資源を見つけるというのではなくて、コーディネーターはあくまでもコーディネーターでございまして、全体の調整をしていただく。社協のほうで地域資源、どこにあるかというのを探していく中で調整をしていくということを市のほうでは委託というふうに考えておりますので、生活支援コーディネーター、その方がどこかへ行ってそういう地域資源を見つけてくるという位置づけ、依頼ではございません。あくまでも先ほど言いました支え合い推進会議、いろいろな業者さんですとか事業所とかお医者さんとかいらっしゃるのですけれども、そこをコーディネートして、その中から地域の資源を吸い上げていくためのコーディネーターを役割をしてくださいということで依頼しているものでございます。

以上です。

（川崎）非常にこれがわかりづらいのです。保育に合わせてはおかしいかもしれませんがけれども、保育コンシェルジュみたいに保育園に行きたいのですけれども、どうしましょうかとか、どこかあいていますかねというようなことに対してコンシェルジュが対応するというようなイメージのものではないということですか、これは。

（長寿いきがい課長）コンシェルジュのようなものではなくて、あくまでも生活支援コーディネーターは全体調整のための方ということ。ただ、この生活支援体制整備事業なのですけれども、今後社協に対して拡大を依頼していく予定でございます。今は先ほどご説明しました支え合い推進会議が全体的な会議として動いておりますが、今後支部社協を中心として本当に地域の資源を見つける段階の次の第2層という言い方をしますが、その会議を立ち上げる予定でございます。今度はそこにもコーディネーターとタイトルをついた人を社協さんにお問い合わせをして、そこは本当に地域でボランティアなり、それから何か有償でもいいのですの

で、サービスが提供できそうな人、そのような方をその方が見つけていくという形で対応していく。お金もそのように予算をつけていく予定でございます。

以上です。

（川崎） そうしますと、生活支援コーディネーターは何か特別の専門職なのですか。そういう肩書を持っているのですか。どういう方が生活支援コーディネーターになっているのですか。

（長寿いきがい課長） 国の指針では、特定の何か資格を持っていないといけないということはありません。ただ、近隣も含めて地域資源を把握するというのが目的になりますので、地元の情報を多く持っている方を依頼するというケースが非常に多くなっております。本市におきましては、鴻巣市社会福祉協議会が地元のサービスに関しては一日の長がございまして、そこにコーディネーターの委託をかけたということになります。

以上です。

（川崎） これ常々私も訴えていますけれども、介護ボランティアサービスということ、介護ボランティアポイント事業というようにことごとく訴えておりますけれども、非常にわかりづらいのが今別に肩書があるわけでもない、生活支援コーディネーターの方が地域支え合いの非常に重要なお仕事ですけれども、その一員となってやっていただく、そして地域支援を探していくというその理論はわかるのです。実際にどうでしょうか、そのボランティアやっという方たちの皆さん周りを見ていただきますと、大体顔ぶれが決まってくるかなというふうに思うのです。だから、なかなか地域資源を探すといっても、本当にありがたいボランティア精神に富んでいる方がこちらのほうにもあちらのほうにもいろいろな顔を出してやっていただいているのですけれども、1人の人が5つも6つもボランティアをやっているというような現状が今あると思うのです。

ましてや拡大を今度していくということであれば、やはり生活支援コーディネーターはコーディネーターとして素晴らしいのだとは思っているのです。

けれども、やっぱり多くの人にそのボランティアに手を挙げていただくという、そういう仕組みというものを支部社協とまた話をし合ったり、または市がリードするような形で介護についてボランティア精神にあふれている方たちを、本当の意味で地域資源を探すというような形で拡大をしていかないと厳しいのかなというふうに思いますので、その見解を伺います。

（長寿いきがい課長）介護保険制度の中でのボランティアという形になりますと、地域支援事業ではやはり無償というのは前提としておりませんで、どのような形で委託料なのか、またはそれ以外の方法なのかはわかりませんが、地域支援事業費として支給する位置づけにはなっております。その中でやっていきますので、お金がインセンティブになるとは限らないとは思いますが、何らかの努力に報われる形は地域資源事業費の中で手当てをしていく、そのような形で進めたいと考えております。

以上です。

（川崎）これ部長にお伺いしたいと思うのですが、今のお答えではこれはお金は出すから、支部社協のほうでしっかり考えてやっていくようにとも受け取られかねないかなというふうに思うのです。やはり市がリードして、もっと数多くの方にこのボランティアに参加していただくようよと、そういう意味での支え合いの仕組みを、やっぱりどこかに投げるということではなくて、市の健康づくり部長、健康づくり部が一体となって、そういう支え合いをうちのこの鴻巣市でつくっていきようというリードをとっていくということが非常に重要だと思いますので、やはり広くボランティアポイント事業も含めて介護ボランティアポイント事業も含めて多くのボランティア参加者を大いに募るべきだというふうに思っておりますけれども、そのことについての見解を最後伺います。

（健康づくり部長）今川崎さんのほうが言われているように、これからはやっぱり在宅医療にしろ何にしろ、そういう地域を挙げて支え合っていくというのが大事だと思います。まだその辺は一般的にもなじんでいないというか、なかなか難しいかなと思います。ただ、そのきっかけづ

くりではないですけれども、それがやっぱり重要かと思えます。それから、今課長が言ったように有償、無償、あとは社協のほうに投げると。うちとしては投げるという形はないのですけれども、1つの段階としてそういう手続も必要かなとは思っております。やはり全体で考えなくてはいけないものですから、その辺は市としても川崎さんのほうからポイントの関係とかありますよね。何をポイントにするのか。それはこれから協議しないとイケないと思えますけれども、すぐにできる、できないもありますけれども、でもやっぱりこれは地域を挙げてやっていく必要があると。市としてもその辺は協力というか、お願いというか、何かきっかけづくりはしていきたいと思っております。そういった意味で、いい方向に進んでいけばいいのですけれども、その辺は私としてもこれは市を挙げてやっていかななくてはならないと、そういう認識は持っております。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時46分)



(開議 午後3時46分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(加藤) 済みません。今の地域生活支援コーディネーターということで、社協のほうにというふうな話があって、私これは話を聞いている間に、もかしたら今社協で今年度から始まっているこの内容がそこに位置しているのかなというふうにちょっと思っているのです。というのは、それでちょっとお聞きします。福祉委員制度というのが吹上地域はもう20年からあるわけですよ。鴻巣地域には福祉見守り委員でしたっけ、そういうのが福祉計画が出た後できてきましたよね。それで、私、福祉委員をずっとやっているのですが、その中でことしからコーディネーターの、前から福祉委員の代表福祉委員はコーディネーターだというふうな位置づけが福祉委員の手引にあったのです。ところが、今年度からコーディネーターの方に2,500円を活動費として支給しますという話が支部社協の総会のときにあったわけです。それで、総会の資料の中に福祉委員が

何名で、2,500円、福祉委員も2,500円活動費年間あるのですけれども、活動費、人数とコーディネーターの分が別枠での活動費が出ていたわけ  
です。

それで、今まで代表福祉委員がコーディネーターの位置づけにもなっ  
ていたにもかかわらず、何でことしから2,500円という活動費がプラスされ  
る、普通の福祉委員は2,500円、コーディネーターになっている人は5,000  
円というふうになるというふうな話を聞いたときに、何で、今まではそ  
うだったのにそういうふうなことしからなるのかと質問したのですけれ  
ども、例えばその地域によっては、町内会によっては、あれは吹上は30  
人世帯に1人とかと、鴻巣は50人世帯に1人という形になっていて、何  
でことしからといたら、ほかの地域は福祉委員の代表イコールコーデ  
ィネーターではない、全く別の人をお願いをして、コーディネーターに  
なっていたりしているのです、福祉委員としてでなくてコーディネ  
ーターとしてやる人には2,500円を活動費として出すので、代表福祉委員  
というふうな形でコーディネーターはそういうふうになっているから、  
その代表福祉委員イコールコーディネーターの人には2,500円と2,500円  
別に支払うのだと、そういう話をその総会のときに聞いたのです。今こ  
れを聞いていて、社協をお願いをして、そういうふうな活動費が出る  
というふうなことなのかなというふうに、今ちょっとそれを話を聞いてい  
て思ったのですけれども、そういうことなのですか。

（長寿いきがい課長）社協の福祉見守りの制度はちょっと私細かくは知  
らないのですけれども、市が今介護保険として委託している生活支援コ  
ーディネーターというのは1名です。1名のお金です。ですので、それ  
以外の方に何か活動費として配っているお金は、市のこの委託料の中か  
らは出ておりません。全然制度が違うものと認識しております。あくま  
でも私どもが今委託をしているのは社協の方1人にコーディネーターと  
いう位置づけで、推進会議というのがあるのですけれども、その会議を  
取り持ってもらおうというための委託料としてかけておりますので、福祉  
見守り委員にセットで何かやっていただくという事業としては全然お金  
は出しておりません。

以上です。

（加藤）社協に1人というのは、社協に1人ということではなく、今1人とおっしゃっていましたがけれども、社協に1人コーディネーターを置くという、そういうことですか。

（長寿いきがい課長）長島さんという方なのですけれども、その方1人を委託をかけてお願いしているということですので、ほかの方どなたかという話ではないです。

以上です。

（加藤）では、逆に言えば私の思っていた、いろいろ考えてそうかなと思ったのとは違うということ今わかりました。でも、ではたった1人で生活支援コーディネーター、またそのほかに協議会を設置してということですがけれども、コーディネーターの方が1人ということではこれからの総合事業の中でやりくりができるというふうに考えられるのですか。

（長寿いきがい課長）国の考え方として、まず地域資源を見つけるためのその前の段階として、支え合い推進会議ということで地域に資源情報を持っているような方たち、それが先ほどお話をした商工会の方であったりとか、シルバー人材センターの方だったりとか、社協さんも含めて、そのような方たちを集めて会議をまずは持ってほしいというのが国のまず指導でした。そこに市が何か中心になるのではなくて、コーディネーターという位置づけの人に会議の運営を持ってもらいなさいというのが国の生活支援体制整備事業の考え方のもとになっておりますので、そこで市がコーディネートをするのではなくて、社協さん1名にコーディネーターの委託料を払ってやっていただいているという状態になります。以上です。

（加藤）では、もう一点。

介護予防の関係で、28年度からのすっこ体操ですよね、を始めたということで、たまたま私も定期的にやっているところで、きょうは何をやるのかなと思っていたら、職員さんが来られて、のすっこ体操の講習をやっていたのです。それは別に、その講習が云々ではないのですけれども、これおもりをつけてどうかこうとかというふうな運動的なものですよ

ね。やるわけですよ。聞きたいのは、これ延べ棒ではないのですけれども、おもりのあれが1つが200グラムでしたっけ、6個つけてそれをやるとかと。それが終わった後で私にそれが欲しいのだというお年寄りがいらっしまったのです。私、長寿いきがい課に行ったら、個人的に市が売るのでなくて、これ団体に登録した方に貸与してやるのだというふうなことなのでしたのですけれども、その人はどうしても欲しいというので、パンフレットもらって大阪から取り寄せて、職員さんに電話したらお幾つになったのですかという、90と言った、90の方にそれをつけなくて運動するだけでも十分ですよとかと、そんな助言もいただいたのですが、その方は実際に取り寄せてやっています。それで、聞きたいのは、それってただ講習は職員さんが依頼のあったところでされていて、それを普及しようということなのですからけれども、今現在団体さんでそういうことをやることに對して貸与するということですからけれども、今どのぐらいの団体の方がこれを利用したのすっこ体操をやっているのですか。

（長寿いきがい課長）この間の職員の情報で、12の団体がのすっこ体操を始めております。

以上です。

（加藤）12団体ね。やっぱりなかなかまたこれをやるとなると、講習を受けるならそこに来てもらえばいいけれども、定期的にやっていくということはなかなかやっぱり誰かが先立ってやらないと、ぜひそういうのをやってくださいよと職員さんが帰るときおっしゃっていたけれども、そんな簡単に定期的に誰かが一緒になってやるということは難しいなというふうに思うのですけれども、やっぱり本当はそういう団体でなければそういうことでなくて、もっと気楽に、せっかくなので、何か考えられるものってないのですか。

（長寿いきがい課長）のすっこ体操なのですからけれども、もともとの考え方としては体操は体操なのですが、地域の集まりの場をつくるというのが国のもともとの考え方になります。定期的にそこに集まって何かをやる、その中に介護予防事業としてはおもりを使った軽い体操が一番い

いだろうということで、国が音頭をとって普及を全国に今しているところで、どこのまちでもこういうおもりを使った何とか体操という形で始めているところになります。ですので、基本的には最初に申し上げました集まりの場として何とか普及していきたいという考え方がございますので、一人一人ということではなく、どこか団体でやっていただきたいというふうをお願いしているところになります。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 5 6 分)



(開議 午後 4 時 1 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諏訪) 済みません。では、まず歳出の399ページの基金のところなのですけれども、介護保険のほうも基金がどんどん積み立てられているなど思うのですけれども、保険料が納められない方々のやっぱり措置というのですか、そういったところも本来だったら優先させる課題ではないかなと思います。進まない中で基金を積み立てていくというのが行政として市民の暮らしを守るという観点から、要するに基金を積むということに私もちよっといかなものかなと思うのですけれども、積み立てていく理由をもう一度お願いしたいと思います。

(長寿いきがい課長) 介護保険事業計画として3年を1サイクルとしてつくっております。その中で、保険料と保険給付のバランスをとって支出と収入を調整していくのですけれども、その中で余った部分に関しては準備基金のほうに積み立てなさいという話になっております。その基金に関しましては、次の次期の計画のときに取り崩して保険料を下げる方向のものに使うというのが流れになっておりますので、今回非常に大きく積み立てることができましたので、この準備基金につきましては現在策定しております7期の介護保険事業計画の中で崩して、適正な保険料設定を考えたいと思っています。

以上です。



（諏訪） そういたしますと、次期 7 期の計画の中で、非常に期待を持っていいということでしょうか。基金が 4 億積み立てられることになるわけなのですけれども、次期には保険料に、いわゆる下げていく一つの材料になると考えてよろしいでしょうか。

（長寿いきがい課長） そのとおりでございます。  
以上です。

（何事か声あり）

（長寿いきがい課長） 保険給付とのバランスになりますので、取り崩して保険料の上昇をある程度抑制できればというふうに考えております。  
以上です。

（諏訪） もう一つ。先ほどの支援整備員でしたっけ、生活支援体制整備コーディネーターさんの件なのですけれども、社協に 517 万 2,397 円で業務の委託をするということなのですけれども、1 人の方がコーディネーターとして全市を見ていくということだと思いののですが、地域資源を掘り起こして、例えばケアマネジャーがケアプランをつくる際に地域資源がどんなものがあるかという問い合わせに対応もできるし、そういった会議を持って運営をしていくというふうな業務の中身についてちょっともう一度お願いいたします。

（長寿いきがい課長） 地域資源を見つけるというお話になりますので、ケアマネジャーさんの問い合わせとかで対応するというふうな今の位置づけではございません。あくまでも地元にごなたかのボランティアなり、それから有償でも結構ですので、NPO 法人であるとか、そういう何かを探していくための、本当にコーディネーターという、言い方がぎっくりになってしまうのですが、そういうのを調整をしていく役割ということでお願いをしているものになりますので。また、ケアマネジャーさんはあくまでも介護プランを作成するものになりますので、それは介護保険の事業の中での話になります。これは、地域支援事業ということで、介護予防に資するものとか、要支援 1、2 までいかない人とか、要支援 1、2 の人たちの介護保険事業ではない部分、例えば極端な例になりますけれども、ごみ捨てを、幾らかの有償でやってもらえるのであればと

か、それから買い物のお手伝いをやっていただける、介護保険では実質なかなかそういう部分の介護サービスが使いづらいものになりますので、そのようなものをしていただける団体が出てくればというようなのを調べていってもらい、そういうためのものと考えております。以上です。

（諏訪）私も一時ケアプランをつくっていた時期がありまして、そのケアプランをつくっているときにケアプランの中に必ず地域の資源、社会的資源をプランに落とし込みなさいという、そういう指導があったのです。というのは、今おっしゃられた例えばごみ出しが1人ではできなくなったときにボランティアさんがいて、そのボランティアさんをそのプランの中に、ほかのもちろん介護のサービスとともになのですが、組み合わせをつくっていくのがいいプランだというふうに言われていたものですから、せっかく地域資源を掘り起こして、どこにどういったものがあるよというものがつくられていくのだと思うのです、この方によって。そしたら、それをうんとオープンにして、こういった地域資源がありますよというのも、プランをつくる側にうまく結びつけていただくとケアマネジャーがたくさん労力を使って、例えばここにはこんなボランティアさんいないかしらとみずから探すのではなくて、このコーディネーターさんのところに連絡をして情報を得るということも必要ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

（長寿いきがい課長）今回委託しておりますのは、先ほどずっと申し上げている上位段階のコーディネーターになります。今後は、先ほど2層と言いましたが、その下の段階、本当に各支部社協単位ぐらいで地域の資源を見つけるためのコーディネーターの委託料も当然市のほうで出していく予定でございますので、今後はそちらの方には委員さんがおっしゃったような情報提供の役割も持たせることが必要だろうと考えておりますので、そのような形を検討していきたいと思っております。以上です。

（諏訪）ただいまのこの予算ですけれども、社協さんでは1人の方を充てるということなのですが、この場合は全く1人でこの業務を行うのか、

それともほかのものと兼務でこの事業に携わるのか、そこをちょっと確認したいと思います。

（長寿いきがい課長）委託料の計算上では、1人の人の人件費というふうに計算しておりますが、社協さんは実質は数名で動いているのは実際に見ておりますので、1人で何でもやっているわけではないと思います。あくまでも私どもが支払うお金は1人分の人件費的な計算というふうにやっているだけですので、そこは社協さんのほうでどういう体制でやっていくかは、今後うまくやっていただければというふうに考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（諏訪）介護保険制度そのものが国が行う制度で、40歳以上の方が誰でもが亡くなるまで介護保険料を納めなければならないといった、こういった制度の中で運営をしていくというところで、自治体にとってはたくさんサービスメニューもふえていますし、大変な仕事だなというふうには思うのですけれども、滞納している方々が実際にはそれほど多く人数はいらっしゃらないのですけれども、というのは特別徴収で健康保険料と一緒に、国保と一緒に天引きをされています。ですので、なかなか納められているのだとは思っているのですけれども、実際に市民の方の声を聞きますと元気にしているから介護保険のお世話にならないで済んでいる、なのだけれども介護保険料をずっと納めているというのです。もちろんお互いの相互の扶助になりますので、そういった制度なのですよと言ってもなかなかその辺が理解がしていただけないのです。

先ほども介護保険料、7期の計画の中では多少は引き下げの対象にもなりそうだということなのですが、それはあくまでも介護給付費がうんとふえないことがまず必要になってくるのかなとは思っているのですけれど

ども、新たに介護保険の今制度の改正も行われようとしているのですけれども、実際には各自治体に給付費を抑えたらそこにインセンティブを持たせたり、あとは重度化が防げたりしたことでやはり補助金がふえたりというような、各自治体を競わせるような今介護保険の改定がされるようです。こういった中で、本来の安心した、この保険があるから、老後が安心できるなという、そういうものから大分遠ざかっているように思うのです。そういった意味で、今回のこの基金残高に非常に不明瞭なものも感じますので、今回の決算書に関しては反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第54号 平成28年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第57号 平成28年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時29分)



(開議 午後4時29分)

(副委員長) 休憩前に続きまして会議を続けます。

(川崎) それでは、歳出のところなのですけれども、総務費につきましては対前年比については全部減っている状況です。ただ、被保険者数は増加しているわけです。この歳出の減っている理由につきまして伺います。

(国保年金課長) 総務費のうち……

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後4時30分)

---

(開議 午後4時30分)

(副委員長) 休憩前に続きまして会議を続けます。

(国保年金課長) 後期高齢者の庶務事業のうち、1つにはシステム保守委託料というのが平成27年度ございました。これは、基幹システム変更のため、平成28年度については該当がなかったものということで減少していることとなります。及び賦課徴収費におきまして、納付書とか、そういったものの郵券料の減少というのがあります。これは、被保険者がふえているのですけれども、特別徴収等の部分の影響とか、その辺にありますので、昨年に比べてそれが約20万円ほど郵券料というのは減少しているということになります。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後4時31分)

---

(開議 午後4時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第57号 平成28年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時33分)



(開議 午後4時33分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教福祉常任委員の視察研修についてお諮りいたします。

文教福祉常任委員会の視察研修について、日程は平成29年10月24日火曜日から26日木曜日の3日間、視察先、視察項目については鳥取県「あいサポート運動（障がい者サポーター）について」、松江市「学校図書館活用教育（学校図書館支援センター事業）について」、益田市「健康増進事業の推進と地域医療を守る取組について」とし、実施したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、文教福祉常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定しました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

( 閉 会 午 後 4 時 3 4 分 )